

法科大学院認証評価

自己評価書

熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻

平成24年6月
熊本大学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育の理念及び目標	3
第2章	教育内容	14
第3章	教育方法	29
第4章	成績評価及び修了認定	36
第5章	教育内容等の改善措置	46
第6章	入学者選抜等	53
第7章	学生の支援体制	65
第8章	教員組織	74
第9章	管理運営等	90
第10章	施設、設備及び図書館等	95
第11章	自己点検及び評価等	98

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻

(2) 所在地

熊本県熊本市

(3) 学生数及び教員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）

学生数：66 名

教員数：18 名（うち実務家教員 5 名（学内措置によるみなし専任 2 名を含む。））

2 特徴

熊本大学大学院法曹養成研究科（以下、「本研究科」という。）は、九州中央に位置し、熊本市（人口約 74 万人）中央区黒髪緑豊かなキャンパスにあり、熊本大学法学部・法学研究科を母体とし、ここから独立する形で平成 16 年 4 月に開設された。

九州中南部地域ではそれまで、法曹（とりわけ弁護士）の数が極めて少ないことに加えて、都市部に偏在しているために、地域住民の司法へのアクセスやリーガル・サービスの享受が困難な状況にあった。また、複雑化・多様化する社会において生起し増大する法的紛争に、法廷の内外を問わず、公正かつ迅速に対応する法曹養成が課題とされていた。これらの要請に応えるため本研究科は設立され、地域に密着し新たな法的ニーズにも的確に対処できる質の高い法曹の増加が求められていた。開設以降これまでに本研究科は 22 人の法曹を社会に送り出している。その多くは熊本地域を中心に紛争解決に向けた弁護士活動を多面的かつ精力的に行っている。

今後とも、21 世紀を担う法曹には、基礎的かつ普遍的な法曹としての能力に加えて、地域特有の法的ニーズに応える能力、さらには、たとえばグローバル化する経済や少子・高齢社会の中で新たに生起する法的問題を解決する能力が必要である。この様々な社会的要請に応えるために、本研究科は、とりわけ次の二つの能力を兼ね備えた法曹を育成している。第一は、家庭医としての能力。すなわち、住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力である。第二は、専門医としての能力。すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった新しい法的ニーズに対応できる能力である。これらの法的能力のみならず、豊かな人間性、

幅広い教養、高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成をめざし、本研究科は、教育課程を「法理論の基礎」、「法理論の応用」、「法実務の基礎」の 3 つのステージで構成し、法理論教育を段階的に行うとともに、その後に法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育課程を置き、プロセスとしての法曹養成を強く意識した教育を行っている。このため、1 年次については 2 年次に進級する際に、2、3 年次についてはセメスターごとに、進級判定制度を導入し、本研究科における法曹養成教育が段階的かつ完結的となるよう目論んでいる。さらに、平成 19 年度からは、GPA を進級判定制度と修了認定制度に導入し、これら一層の厳格化を図っている。

本研究科入学者の多数が多様性をもつ法学未修者であることから、平成 22 年度には、未修者の基礎学力向上のため、「法理論の基礎」としての法律基本科目群に新科目を開設する等して、必修 6 単位を 1 年次に追加した。さらに、1 年次法律基本科目については、再履修クラスを設ける等して、学生全体の基礎学力のかさ上げを試みている。エクスターンシップをはじめとする法律実務基礎科目の実施内容について平成 21 年度に充実を図った。加えて、九州大学、鹿児島大学及び琉球大学の各法科大学院と地域に密着した教育連携等を行い、共同模擬裁判の開催や博士後期課程進学のための科目設置等、九州・沖縄地域全体での法曹養成教育の強化とその質の向上にも努めている。

本研究科は、入学定員 22 人のもと、入学試験を複数回、複数試験場で実施し、入学機会を広く提供して受験者を幅広く集めるとともに、厳格な入試判定を行っている。その上で、徹底した少人数教育を実践し、教育効果を高めるため、シラバスの電子化、法情報データベースの利用、授業の録画・ウェブ上での視聴等、IT 教育環境を整備・活用している。また、インストラクター制度等の導入により、学生の履修指導のみならず、生活指導もきめ細かく懇切丁寧に行っている。さらに、学生への生活支援として、本研究科独自の奨学金給付制度も設けている。なお、韓国嶺南大学ロースクールと交流協定を結び、法曹養成教育についてのシンポジウムを開催する等して、教育の質の向上をめざしている。

II 目的

1 教育上の理念及び目標

21世紀、わが国においては、「IT技術の革新」や「経済のグローバル化」、「少子高齢社会化」等が急速に進み、社会生活上の基礎的かつ普遍的な法的ニーズのみならず、様々な法的ニーズが新たに発生している。また、複雑化・多様化した現代社会において、次々と生起する法的紛争には、法廷においてだけでなく、企業や地方公共団体においても、迅速に対応する法曹が必要である。ここには、法的ルールに基づき、自由かつ公正な社会の形成を図るため、国民間の利害の調整や紛争の予防及び解決を専門的知識によって公正・誠実に行うことのできる法曹養成が求められている。

こうした社会的要請に応えるため、本研究科は、質の高い法理論教育を段階的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目標としている。

2 養成する法曹像

本研究科においては、次の二つの能力を兼ね備えた法曹を育成する。

第一は、家庭医としての能力。すなわち、地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力である。

第二は、専門医としての能力。すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった新しい法的ニーズに対応できる能力である。

この二つの能力を兼ね備える法曹を養成し、質の高い法的サービスを提供する。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本研究科は、自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなるのに伴って、国民の多様かつ広範な要請にこたえるために、その理念及び目標を、第1に、「法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育」、そして第2に、「豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成すること」においている。【解釈指針 1-1-1-1】

本研究科は、こうした研究科の理念及び目標をウェブサイトで公表し、周知を図るとともに、学生便覧などにはこれを敷衍して掲載することにより周知徹底に努めている。《資料 1-1-1-1》《別添便覧 2012 1頁》【解釈指針 1-1-1-2】

資料 1-1-1-1 本研究科の理念及び目標

教育の理念及び目標

21世紀、わが国においては、「IT技術の革新」や「経済のグローバル化」、「少子高齢社会化」等が急速に進み、社会生活上の基礎的かつ普遍的な法的ニーズのみならず、様々な法的ニーズが新たに発生している。また、複雑化・多様化した現代社会において、次々と生起する法的紛争には、法廷においてだけではなく、企業や地方公共団体においても、迅速に対応する法曹が必要である。ここには、法的ルールに基づき、自由かつ公正な社会の形成を図るため、国民間の利害の調整や紛争の予防及び解決を専門的知識によって公正・誠実に行うことのできる法曹養成が求められている。

こうした社会的要請に応えるため、本研究科は、質の高い法理論教育を段階的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目標としている。

養成する法曹像

本研究科においては、次の二つの能力を兼ね備えた法曹を育成する。

第一は、家庭医としての能力。すなわち、地域住民の社会生活における基礎的かつ普

遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力である。

第二は、専門医としての能力。すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった新しい法的ニーズに対応できる能力である。

この二つの能力を兼ね備える法曹を養成し、質の高い法的サービスを提供する。

(出典：本研究科ウェブサイト)

第1にいう「法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育」とは、法律家としてさまざまな生活領域における法的紛争をめぐる事実関係から、争点を設定し、争点に即して実体法上の要件に該当する事実を発見・収集し、それに基づいて説得力ある法律構成を行い、紛争当事者又はクライアントが納得する解決・結論に導く法曹としての法理論的能力及び実務基礎能力を陶冶・育成する法曹養成教育を意味している。

第2にいう「豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成すること」とは、法的紛争をめぐる事実関係は、常に人間関係の軋轢や利害関係、そして社会的背景などが複雑に交錯するために、複雑な事実関係の中からの確に争点を設定し、要件事実を発見し、法律構成し、法的紛争を紛争当事者やクライアントの納得を得られるように追及していく、深い洞察力と批判的・創造的思考力を必要とするが、そうした法曹の育成を意味している。

基準 1-1-2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

本研究科の教育の理念及び目標に基づく法曹養成を実現するためには、体系的・系統的な教育活動と教育支援とともに、厳格な成績評価が行われなければならない。

本研究科は、家庭医としての法曹であるとともに専門医としての法曹を養成するために、教育活動の柱となる教育課程を法理論の基礎から応用、そして法理論と実務を架橋する科目を1年次から3年次へと段階的・系統的に学修することを可能とすべくカリキュラムを編成し、さらに2年次後期から専門医としての能力を修得するためのカリキュラムを編成している。こうして、学生は年次進行に伴って、法理論の基礎能力から応用的能力、そして法理論に裏づけられた実務的能力を自ら身に付けることが可能となり、さらに新たな法的ニーズに対応する専門的能力をも修得することができる。《資料 1-1-2-1》

資料 1-1-2-1 本研究科の養成する法曹像及び教育課程との関連図

養成する特色ある法曹像及び教育課程と関連図



(出典：本研究科ウェブサイト)

履修モデル



(出典：本研究科ウェブサイト)

教育課程の段階的・系統的な編成は、法理論の基礎的能力や応用能力、そして法理論に裏づけられた実務的能力を年次進行とともに身に付けていることが適正に評価されることが前提となるが、そのためには学修の成果を正確に反映する厳格な成績評価と修了判定がなされなければならない。そこで、本研究科は、進級要件を GPA1.8、修了要件を通算 GPA2.0 としている。《資料 1-1-2-2》

資料1-1-2-2-①進級要件

進級要件

- 1 1年次は学年末の成績が、GPA1.8以上でなければ、2年次へ進級することができません。
- 2 2年次前期・後期及び3年次前期において各学期の成績が、GPA1.8以上でなければ、次の学期へ進級することができません。
- 3 進級できなかった者は、学年チーフインストラクター及びインストラクターによる履修指導、勉学上の助言を受け、「可」及び「不可」の授業科目について再履修しなければなりません。
再履修の成績評価が優れている場合は、その評価が当該科目の最終成績となります。

(出典：本研究科ウェブサイト)

資料1-1-2-2-②修了要件

修了要件**1 3年標準コース**

3年標準コースにおいては、3年以上の在学期間内に、必修科目76単位を含む合計100単位以上を修得し、かつ通算の成績がGPA2.0以上であることが必要です。通算のGPAが2.0未満であるが、1.8以上である場合には、別に定める修了認定試験を受けることができ、これに合格すると修了が認められます。なお、3年次後期の成績は、GPA1.8以上でなければ修了要件を満たすことにはなりません。

2 2年短縮コース

2年短縮コースにおいては、2年以上の在学期間内に、必修科目42単位を含む合計66単位以上を修得し、かつ通算の成績がGPA2.0ポイント以上であることが必要です。通算のGPAが2.0未満であるが、1.8以上である場合には、別に定める修了認定試験を受け、これに合格すると修了が認められます。なお、3年次後期の成績は、GPA1.8以上でなければ修了要件を満たすことにはなりません。

(出典：本研究科ウェブサイト)

本研究科は在学生に対して厳格な成績評価を行っており、多くの原級留置者を出している。この点は、本研究科の入学者の大半が法学未修者であることに起因しているものと思われる。特に1年次の法律基本科目の学修において、法律学特有の基礎概念、法的な思考方法、リサーチ・スキルなどが未消化に陥る傾向にあり、そうした状態で学期末試験に臨むことから厳格な成績評価に耐えきれず、多くの原級留置者を出すことにつながっている。《資料1-1-2-3》そのため、1年次の法律基本科目について再履修者のためのクラスを設置して、学生の能力向上に努めている。

資料1-1-2-3 平成24年度法曹養成研究科在籍者数(平成24年5月1日現在)
(年次別) 単位:人

	入学年度	在籍者数	休学者数 (内数)	授業 受講生数	備考
1年次	24年度入	10	1	9	
	23年度入	7	3	4	
	22年度入	4	3	1	
	21年度入	5	4	1	
	20年度入	1	1	0	
	計	27	12	15	
2年次	24年度入	1	0	1	2年短縮コース
	23年度入	5	0	5	
	22年度入	2	0	2	
	21年度入	5	3	2	
	20年度入	4	4	0	
	計	17	7	10	
3年次	23年度入	1	0	1	2年短縮コース
	22年度入	8	0	8	
	21年度入	10	0	10	
	20年度入	3	0	3	
	計	22	0	22	
総計		66	19	47	

(出典:人文社会科学系事務ユニット資料)

最後になるが、本研究科の修了者のうち、新司法試験合格者は、26名(20.3%)、法務学修生などとして受験勉強中の修了者が67名(52.3%)、そして本研究科の学修を生かすべく公務員などとして就職した修了者が17名(13.3%)、進学者が1名(0.8%)である。新司法試験合格者の8割以上は法学未修者である《資料1-1-2-4》ほか、医師であった者や主婦も合格するなど、法学未修者の法曹養成を担う中南部九州地域における法曹養成の拠点大学としての役割を果たしている。《資料1-1-2-5》【解釈指針1-1-2-1】

資料1-1-2-4 修了者の状況

修了状況

入学年度	入学者数		修了者数			修了率		在学生	
			修業 年限 内	留年 等	合計	修業 年限内 修了率	H.24.3.31 現在 修了率		
平成16年度	34	既修	4	4	0	4	100%	100%	0
		未修	30	23	3	26	76.7%	86.7%	0
平成17年度	34	既修	2	2	0	2	100%	100%	0
		未修	32	23	3	26	71.9%	81.3%	0
平成18年度	37	既修	2	2	0	2	100%	100%	0
		未修	35	19	8	27	54.3%	77.1%	0
平成19年度	28	既修	1	1	0	1	100%	100%	0
		未修	27	10	8	18	37.0%	66.7%	0
平成20年度	25	既修	1	0	1	1	0%	100%	0
		未修	24	10	2	12	41.7%	50.0%	8
平成21年度	35	既修	1	1	0	1	100%	100%	0
		未修	34	8	0	8	23.5%	23.5%	20
合計	193		193	103	25	128	53.4%	66.3%	28

修了者の状況

H24.5.1 現在

修了年度	修了者	司法試験合格	法務学修生	受験勉強中	公務員就職	民間等就職	進学	その他	合計
17年度	4	2(既修2)	0	0	0	2	0	0	4
18年度	25	4(既修1)	0	0	0	5	1	15	25
19年度	28	9(既修1)	3	7	2	5	0	2	28
20年度	23	7	2	11	1	2	0	0	23
21年度	16	2	6	8	0	0	0	0	16
22年度	16	2(既修1)	13	1	0	0	0	0	16
23年度	16(秋期2)	0	13	3	0	0	0	0	16
合計	128	26	37	30	3	14	1	17	128

平成23年度修了者は、秋期修了者2名を含む。

司法試験合格者の就職先等

H24.5.1 現在

合格年	司法試験合格者	弁護士事務所等	裁判官	検察官	司法修習中	不明未定	合計
平成18年	1	1	0	0	0	0	1
平成19年	2	2	0	0	0	0	2
平成20年	7	7	0	0	0	0	7
平成21年	5	4	1	0	0	0	5
平成22年	7	7	0	0	0	0	7
平成23年	4	0	0	0	4	0	4
合計	26	21	1	0	4	0	26

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料1-1-2-5 本研究科修了者の状況



「医師から弁護士に転身した藤木美才さん。医者と患者の役に立ちたい」と意欲を語る
 熊本市の由井法律事務所

医療現場支える弁護士に

熊本市の藤木美才さん

医師から転身した異色の弁護士が、県内で活動を始めた。昨年12月に県弁護士会の会員になった熊本市の藤木美才さん(44)。医師として働いた経験から「医療や介護の現場を支える弁護士に」と思い立ったという。

医師から異色の転身

藤木さんは、熊本高から熊本大医学部に進学。内科医として、1992年から同学部付属病院などに勤務した後、2000年から夫(52)が院長を務める同市内の病院で働いてきた。

04年春、熊本大に法科大学院が創設されたのを機に、弁護士を目指す。 「医者が訴訟やクレームを気にしてばかりでは、日々の診療に悪影響が出る。医療と法律の両方に精通した専門家がいたら、と常々思っていた」と藤木さん。05年春に病院を退職、37歳で法科大学院に入学した。

「会社を辞めて入学した人や若い学生に比べれば、自分は経済的不安もなく、恵まれていた」。10年秋、不合格となれば受験資格を失う3度目の挑戦で司法試験に合格。1年間の司法修習を経て、熊本市の法律事務所で弁護士としての一步を踏み出した。

現在は裁判に提出する書面作成や依頼者の対応など、幅広く実務の経験を積んでいる。 「医療の知識と経験を生かして、医者と患者の役に立ちたい。そのためにも、まずは弁護士として一人前にならないと」。 「弁護士」と 「医師」の肩書を持つ藤木さんは、そう決意を語った。(小林義人)

熊本日日新聞 :朝刊

藤木 美才(熊本市 由井法律事務所勤務)

熊本大学医学部卒

熊本大学大学院法曹養成研究科 平成19年度修了(3年標準コース)

(平成22年 新司法試験合格)

(出典:熊本日日新聞 平成24年2月16日付)

法科大学院修了者を企業に就職。結婚や出対象とし、9月9日に産、退職を経て長崎市合格発表があった5回で消費生活相談員を5目の新司法試験。熊本大法科大学院の合格者7人のうち、熊本市の女性(44)は夫の支えで子ども2人を育てながら難関に挑んだ。発表当日は高校生の娘が法務省ホームページで受験番号を見つけ、一緒に喜んだという。

女性は福岡市の大学経済学部を卒業し、学院の法学未修者コ

取材前線

05年に一家で熊本に転居し、熊本大法科大学院の法学未修者コ

多様な人材

ス(3年)に入学。朝4時半に起き勉強、娘と同じ時間に登校し、夕方6時まで大学で勉強。夜は家族と過ごし9時半に就寝という毎日が続けた。一昨年、最初の受験は不合格。昨年は娘が高校受験だったため、今年が2度目の挑戦となり、見事合格を果たした。

女性は家族への感謝とともに「法科大学院が都会に集中せず、熊本のような地方にあったから、挑戦することができた」と強調。消費者問題に加え、母親の視点から「子どもの権利も守る弁護士になりたい」と頼もしい。

法科大学院は開設7年目だが、乱立したこともあり、ここ数年の新試験の合格率は30%台。当初想定された「7〜8割」には程遠い。国は成績不振の大学院への補助金削減を決めるなど「ムチ」を入れ始めた。結果を厳しく求める先には、地方の大学院の統廃合も見え隠れする。

体制を見直すとしても、多様な人材の養成という理念は大事にしたい。この女性のように、いろんな経歴や考えの人が地方でも学ぶことができる環境は守られるべきだと思う。

中村勝洋(社会部)

2010.10.6

九州大学経済学部卒

熊本大学大学院法曹養成研究科 平成19年度修了(3年標準コース)

(出典：熊本日日新聞 平成22年10月6日付)

2 特長及び課題等

《特長》

- (1) 本研究科は、教育の理念及び目標を適切に設定し、その実現に向けた法曹養成を達成するために、段階的・系統的なカリキュラムに基づく体系的な教育活動と教育支援を行い、厳格な成績評価を行っている。
- (2) (1) を通じて中南部九州地域における法曹養成の拠点大学としての役割を果たしている。

《課題》

本研究科の理念及び目標を具体化するために法律学の基礎的能力、応用能力、そして法理論と実務を架橋する教育活動を年次進行を踏まえて実施し、厳格な成績評価を行う結果として、特に1年次から2年次に進級できない原級留置者を抱えている。そのため、再履修者のためのクラスを設けるなどして対応しているが、法学未修者に対して法律基本科目のベイシクス（基礎概念、法的思考方法、リサーチ・スキルなど）をいかに十分に修得させるかが、課題として残っている。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

(1) 本研究科の教育課程では、家庭医としての能力に加えて、専門医としての能力を有する法曹を養成するために、司法試験及び司法修習に有機的に連携された法曹養成のプロセスの一環として、社会に生起する種々の法的問題を合理的に解決するための法理論を学ぶ理論的教育と、要件事実や事実認定の基礎を学ぶ実務的教育を、両者の架橋を強く意識して行っている。本研究科のカリキュラム編成においては、授業科目について適切な年次配当を行うとともに、各授業科目において履修条件を定めることで、学生は1年次に法律学の「理論の基礎」から始めて、2年次を中心に「理論の応用」に進み、さらに3年次を中心に「実務の基礎」に至り、段階的かつ完結的に学ぶようになっている。《資料1-1-1-1》《別添便覧2012 2頁》また、専門医としての能力を養成するために、本研究科では4つの履修モデルを学生に提示している。《別添便覧2012 6頁～9頁》

1年次では、法律学の基本となる法律基本科目の7科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）に関する基礎的な知識を身につけさせる。具体的事案を基に争点を設定し、争点を取り扱う法理論を見つけ出し、そしてこれを具体的に適用することを通じて基礎的な法知識を体得するように、「理論の基礎」を重点的に学習する。さらに、法律実務基礎科目として、具体的事例に即して問題解決に必要な法令・判例・文献などをリサーチする基礎スキルを学ぶ「法情報調査」、基礎法学・隣接科目として、豊かな人間性・幅広い教養を養うために、法と人との関係を包括的に深く理解させる「法哲学」、法という社会現象を様々な社会的諸因子との関連において考案する「法社会学」、わが国の司法制度改革の理念や課題を学ぶ「司法政策論」などを履修させる。

2年次では、法律基本科目において、1年次で学んだ「理論の基礎」を「理論の応用」へ展開させるため、実体法と手続法における重要事項を更に一步深く掘り下げて学習するとともに、問題の発見、分析及び解決の能力を身につけさせる。また、法律実務基礎科目では、「実務の基礎」として要件事実の考え方の基礎を学ぶ「民事要件事実論」と、法曹としての責任感及び倫理観を涵養するための「法曹倫理」を履修させる。さらに、基礎法学・隣接科目を学ぶことによって、法の歴史や法と経済とのかわり合いなどを理解させる。加えて、展開・先端科目では、2年次から3年次にかけ

て、専門医としての法曹に必要な法的知識を学ばせることとしている。社会に生起する先端的領域における法律問題に気づかせ、それに法的にどのように対応すべきかを考えさせる。

3年次では、2年次までに学んだ法理論の基礎的能力や応用能力を踏まえて、理論と実務を架橋するために民事裁判演習や刑事実務演習などの実務導入教育を行い、紛争解決のための表現力等を含め、実務を志向した基礎的な技術・能力を身につけさせる。また、学生が実際に法律相談に参加し、どのように法的処理を進めていくのかを学ぶ「リーガル・クリニック」や、学生が法律事務所等での実習を通じて、既に学んだ法理論や実務知識が実際にどのように運用されているかを実地に学ぶ「エクスターンシップ」を臨床教育の総仕上げとして履修させる。《別添資料2-1》《別添便覧2012 26頁、27頁》《別添シラバス24》

以上、本研究科の教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。【解釈指針2-1-1-1】

(2) 上記のように、本研究科では学生による段階的履修に資するよう、カリキュラムを適切に編成しているが、この他、他学部出身者さらには社会人に対しては、入学前学習指導やガイダンスで丁寧に学修指導するとともに、学年チーフインストラクターやインストラクターによる日常的な履修指導を行っている。《別添資料2-2》また、教員全員がオフィス・アワーを週2コマ設定して、授業科目についての質問等に対応している。《別添資料3-6》さらに、主として必修科目を中心にして授業収録を行っており、これをサーバーにアップロードすることで、授業科目を繰り返し学習できるようにして学生の自主学習の効果が上がるように配慮している。《別添資料7-9》【解釈指針2-1-1-2】

なお、平成22年度から、未修者向けの教育を一層充実させるために、1年次に「行政法基礎」（1単位）、「商法総論」（1単位）、「民法基礎演習」（2単位）を開設し、そして、「刑法Ⅱ」と「刑事訴訟法Ⅱ」を各2単位から各3単位にし、全6単位を増やしている。

(3) カリキュラムにおける到達目標の設定

本研究科では、平成24年度より、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を参考にして、これと同程度以上の内容・水準の教育目標を設定している。そのうち各授業科目において扱う項目は、「講義で扱う共通的な到達目標モデル項目」としてシラバスに記載している。授業でふれることができない項目は、「自習すべき共通的な到達目標モデル項目」としてシラバスに記載して学生の自習に委ね、その成果を別途テストなどで確認することとしている。《別添資料2-3》《別添シラバス24》

基準 2-1-2 : 重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

(1) 法律基本科目

本研究科では、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象として、以下のような公法系科目、民事系科目、刑事系科目を必修科目として開設している。

公法系科目には、「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、「行政法基礎」、「行政法Ⅰ」、「行政法Ⅱ」、「公法発展」、及び「公法演習」がある。

民事系科目には、「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」、「民法Ⅲ」、「民法Ⅳ」、「民法Ⅴ」、「民法基礎演習」、「商法総論」、「会社法Ⅰ」、「会社法Ⅱ」、「商取引法」、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「民法発展Ⅰ」、「民法発展Ⅱ」、「商法発展」、「民事訴訟法発展」、「民事法演習Ⅰ」、及び「民事法演習Ⅱ」がある。

刑事系科目には、「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑事訴訟法Ⅰ」、「刑事訴訟法Ⅱ」、「刑事法演習」、及び「刑事法発展」がある。《別添様式 1》《別添便覧 2012 26 頁》【解釈指針 2-1-2-1】

(2) 法律実務基礎科目

本研究科では、実務の経験を有する教員が、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行う授業科目として、以下のような科目を開設している。

法曹としての責任感及び倫理観を涵養する「法曹倫理」、要件事実の考え方・事実認定の基礎などを学ぶ「民事要件事実論」及び「民事裁判演習」、刑事実務における一連の手続を学ぶ「刑事実務演習」、及び「刑事公判演習」が必修科目として、また、臨床教育の総仕上げとして「リーガル・クリニック」と「エクスターンシップ」(「エクスターンシップ」は旧カリでは1年次開講科目となっていたが、新カリキュラムでは3年次開講科目であるため、平成23年度までは、学年進行上3年次は未開講)を選択必修科目として開設している。《別添様式 1》《別添便覧 2012 26 頁》【解釈指針 2-1-2-2】

なお、「法情報調査」では、具体的事例に即して問題解決に必要な法令・判例・文献などを収集する基礎スキルなどを学んでいる。

(3) 基礎法学・隣接科目

本研究科では、法の歴史的、哲学的、社会学的及び経済学的意義づけや外国法に関する知識を通じ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げ、物事を全体的に把握する力に支えられた法的判断能力を養成するための科目として基礎法学・隣接科目を置いている。

基礎法学・隣接科目には、選択科目として、「法哲学」、「法社会学」、「日本法制史」、「西洋法制史」、「英米法」、「中国法」、「法と経済学」、「司法政策論」がある。《別添様式1》《別添便覧2012 27頁》【解釈指針2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目

本研究科では、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について幅広くかつ高度な法的知識を習得させ、実務との融合にも配慮してトータルな視点からの思考力を育成するための科目として「公共政策法務」、「高齢者財産管理と法」、「インターネットと法」（この内、「インターネットと法」については、平成24年度は4大学教育連携科目として提供元である九州大学が不開講）など33科目を選択科目として開設している。これらの科目の中には、専門医としての法曹、すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」及び「企業再生」に習熟した法曹を養成するための科目も開設している。《別添様式1》《別添便覧2012 27頁》【解釈指針2-1-2-4】

基準 2-1-3 : 重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

本研究科において、法律実務基礎科目に含まれる「法情報調査」、「法曹倫理」、「民事要件事実論」、「民事裁判演習」、「刑事実務演習」、「刑事公判演習」、「リーガル・クリニック」、及び「エクスターンシップ」(新カリキュラムについては、「エクスターンシップ」は平成 23 年度までは、学年進行上未開講)といった授業科目は、すべて実務的基礎科目の内容となっており、内容的に法律基本科目に当たる授業科目が法律実務基礎科目として開設されているようなことはない。また、本研究科の特色ある授業科目として開設されている展開・先端科目も、すべて応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、内容的に法律基本科目に当たる授業科目が展開・先端科目の授業科目として開設されているようなことはない。

したがって、各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されている。《別添様式 1》《別添便覧 2012 26 頁、27 頁》【解釈指針 2-1-3-1】

基準 2-1-4 : 重点基準

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

本研究科では、法律基本科目については、公法系科目 13 単位、民事系科目 35 単位、刑事系科目 14 単位の計 62 単位を必修科目として開設している。この法律基本科目は、1 年次での法律学の「理論の基礎」から初めて、2 年次以降に「理論の応用」に進む段階的履修のために、1 年次には 17 科目 34 単位、2 年次には 11 科目 22 単位、3 年次には 3 科目 6 単位をそれぞれ配当している。法律基本科目のうち、公法系科目 1 単位、民事系科目 3 単位、刑事系科目 2 単位の 6 単位は、「法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目」である。法律基本科目開設の標準となる単位数は、公法系科目 10 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位、計 54 単位であり、「8 単位増をもって必修総単位数の上限」とされている。さらに、「法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる」とされている。したがって、本研究科が必修科目として開設している法律基本科目は、適当と認められる内容・単位数である。【基準 2-1-5】

法律実務基礎科目は、8 科目 16 単位を開設しており、そのうち 14 単位を必修または選択必修としている。そして、その段階的履修のために、1 年次に 1 科目 2 単位、2 年次に 2 科目 4 単位、3 年次に 5 科目 10 単位をそれぞれ配当している。「ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目」として「法曹倫理」(2 単位)を開設している。そして、「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」においても、法曹倫理に関わる事項を取り扱っている。「イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」としては「民事要件事実論」(2 単位)を、また、「ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」としては「刑事実務演習」(2 単位)を、必修科目として開設している。また、「法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目」として、「民事裁判演習」(2 単位)、「刑事公判演習」(2 単位)、「リーガル・クリニック」(2 単位)、「エクスターンシップ」(2 単位)を必修ないし選択必修として開設している。法情報の調査・分析に関する技法を修得させるために「法情報調査」(2 単位)を開設しており、法文書作成については、独立の授業科目を開設しているわけではないが、「法情報調査」、「民事裁判演習」、「刑事公判演習」で取り扱っている。したがって、本研究科が開設している法律実務基礎科目は、適当と認められる内容・単位数である。【基準 2-1-6】

基礎法学・隣接科目は、「法哲学」、「法社会学」、「法と経済学」他、8 科目 16 単位を開設しており、4 単位以上を必修選択としている。1 年次に 3 科目 6 単位、2 年次に 3 科目 6 単位、3 年次に 2 科目 4 単位をそれぞれ配当しており、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目を開設している。【基準 2-1-7】

展開・先端科目については、33科目66単位の授業科目を開設しており、そのうち12単位以上を選択必修としている。これらの授業科目は、2年次に11科目22単位、3年次に22科目44単位をそれぞれ配当している。本研究科は「家庭医としての能力」とともに「専門医としての能力」を兼ね備えた法曹を養成することを目的としている。そのため、展開・先端科目の履修を通じて、幅広い法的知識を学修するとともに、「専門医としての能力」を修得することとしている。前者については、「医療と法」、「情報法」、「インターネットと法」（平成24年度は4大学教育連携科目として提供元である九州大学が不開講）、「環境問題と法」他の授業科目を用意している。後者については、4つの履修モデル（「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」）を作成して、各モデルにおいて主要科目として指定している授業科目を履修するようにしている。たとえば、「公共政策法務」モデルにおいては、「公共政策法務」、「地方自治と法」、「高齢者財産管理と法」、「福祉と法」、「税法」、「社会保障法」を主要科目として指定している。このように、本研究科においては、養成しようとする法曹像にかなった内容を有する十分な数の授業科目が開設されている。【基準2-1-8】

以上、本研究科においては、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目そして展開・先端科目のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されており、また、本法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されている。

基準 2-1-5 : 重点基準

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

- (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）10 単位
- (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）32 単位
- (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）12 単位

（基準 2-1-5 に係る状況）

本研究科では、法律基本科目として、公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目）7 科目 13 単位、民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目）18 科目 35 単位、刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目）6 科目 14 単位の計 62 単位を必修科目として開設している。本基準に示された標準単位数を超過しているのは、公法系科目 2 科目 3 単位、民事系科目 2 科目 3 単位、刑事系科目 2 科目 2 単位の計 8 単位である。《別紙様式 1》《別添便覧 2012 26 頁、27 頁》

法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目は、公法系科目 4 科目 7 単位、民事系科目 9 科目 17 単位、刑事系科目 4 科目 10 単位の計 34 単位である。平成 21 年度までは、公法系科目 3 科目 6 単位、民事系科目 9 科目 18 単位、刑事系科目 4 科目 8 単位の計 32 単位を開設していたが、平成 22 年度には、法学未修者 1 年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、まず、未修者向けの行政法導入講義としての「行政法基礎」（1 単位）、民法を学ぶ上で重要な法制度や基本原則を理解させる「民法基礎演習」（2 単位）、及び商法を学ぶ上で必要な基本的な事項を理解させる「商法総論」（1 単位）の新設、次に、刑法を学ぶ上で必要な基本原則などを理解させるために「刑法Ⅱ」（2 単位）の 3 単位化、刑事訴訟法を学ぶ上で必要な基本原則などを理解させるために「刑事訴訟法Ⅱ」（2 単位）の 3 単位化を行うことで 6 単位を増やした。これにともなって、学生の授業負担を軽減するために、1 年次に履修させていた「民法Ⅴ」（2 単位）と「商取引法」（2 単位）を 2 年次履修とすることとした。《別添便覧 2012 26 頁、27 頁》

以上、本研究科では、現在、公法科目 13 単位、民事系科目 35 単位、刑事系科目 14 単位の計 62 単位を必修科目として開講しているが、そのうち、公法系科目 1 単位、民事系科目 3 単位、刑事系科目 2 単位の 6 単位は、法学未修者 1 年次における法律基本科目の基礎的な学習を確保するために開設したものである。本基準では、標準単位数として 54 単位が示されており、「8 単位増をもって必修総単位数の上限」としている。そして、さらに、「法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる」としている。そうすると、本基準では、必修科目としては総単位数 68 単位までを開設できることになっている。これに対して、本研究科は 62 単位を開設しているにすぎないので、本基準を満たしている。

基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴

状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 本研究科は、(ア)法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として「法曹倫理」(2単位)を、(イ)要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として「民事要件事実論」(2単位)を、また、(ウ)事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として「刑事実務演習」(2単位)の計6単位を必修科目として開設している。《様式1》《別添便覧2012 26頁、27頁》

(2) 本研究科は、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目として、次の科目を開設している。「ア 模擬裁判」として、「民事裁判演習」(2単位)と「刑事公判演習」(2単位)の計4単位を必修科目として開設している。「ウ クリニック」として、「リーガル・クリニック」(2単位)を選択必修科目として開設している。「エ エクスターンシップ」として、「エクスターンシップ」(2単位)を選択必修科目として開設している。学生は「リーガル・クリニック」か「エクスターンシップ」のいずれかを履修しなければならないことになっている。なお、「オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」は開設していないが、展開・先端科目群の中の選択科目ではあるが、「公共政策法務」(2単位)の中で一部その内容を取り扱っている。

(3) 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)として、「法曹倫理」(2単位)は独立した授業科目である。また、「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」の中でも守秘義務など法曹倫理にかかわる事項を取り扱っている。《別添シラバス24》

(4) 法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させるための授業科目として、「法情報調査」(2単位)を必修科目として開設している。なお、法文書作成については、これを内容とする授業科目自体は開設していないが、「法情報調査」のほか、「民事裁判演習」や「エクスターンシップ」などでも取り扱うこととしている。

法律実務科目については、民事系実務科目と刑事系実務科目ごとに、各学期の授業が始まる前に、実務家教員と研究者教員が法律基本科目の授業内容と法律実務科目の授業内容を相互に報告しあうこと、また、授業開始後に、研究者教員と実務家教員が相互に授業参観を行ってその後に意見交換を行うこと、さらに、個々の学生の質疑応答や試験成績などからお互いの授業内容・方法にどんな問題があるか、その授業内容・方法にどんな改善方策があるかにつき話し合いをもつことで、授業内容の改善に努めている。《別添資料2-4》【解釈指針2-1-6-1】

基準 2-1-7 : 重点基準

基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-7 に係る状況)

本研究科では、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的に履修を行うために、「法哲学」、「法社会学」、「日本法制史」、「西洋法制史」、「英米法」、「中国法」、「法と経済学」及び「司法政策論」の8科目16単位を開設し、4単位以上を選択必修としている。基礎法学・隣接科目は、1年次に3科目6単位、2年次に3科目6単位、3年次に2科目4単位をそれぞれ配当している。《様式1》《別添便覧 2012 27 頁》

基準 2-1-8 : 重点基準

基準 2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

本研究科では、展開・先端科目群において、33 科目 66 単位の授業科目を開設しており、そのうち 12 単位以上を選択必修としている。これらの授業科目は、2 年次に 11 科目 22 単位、3 年次に 22 科目 44 単位をそれぞれ担当している。

本研究科は「家庭医としての能力」とともに「専門医としての能力」を兼ね備えた法曹を養成することを目的としている。そのため、展開・先端科目の履修を通じて、幅広い法的知識を学修するとともに、「専門医としての能力」を修得することとしている。前者については、「医療と法」、「情報法」、「インターネットと法」(平成 24 年度は 4 大学教育連携科目として提供元である九州大学が不開講)、「環境問題と法」他の授業科目を用意している。後者については、4 つの履修モデルを作成して、社会の新しいニーズに対応できる専門的能力の養成に努めている。各モデルにおいて主要科目として指定している授業科目は次のとおりである。「公共政策法務」モデルにおいては、「公共政策法務」、「地方自治と法」、「高齢者財産管理と法」、「福祉と法」、「税法」、「社会保障法」である。「高齢者福祉と財産管理」モデルにおいては、「高齢者財産管理と法」、「福祉と法」、「少子高齢社会と法」、「金融・保険関係法」、「消費者法」である。「企業コンプライアンス」モデルにおいては、「労働法Ⅰ」、「労働法Ⅱ」、「中小会社法」、「金融・保険関係法」、「独占禁止法」、「消費者法」、「企業法務」である。そして、「企業再生」モデルにおいては、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「倒産処理実務」、「民事執行保全法」、「労働法Ⅱ」、「中小会社法」である。

なお、本研究科は、九州大学、鹿児島大学及び琉球大学との間で教育連携をしており、これを通じて、展開・先端科目群の授業科目を質・量ともに充実させるようにしており、学生の履修できる授業科目の幅が広がっている。《様式 1》《別添便覧 2012 2 頁、6～9 頁、26 頁、27 頁》《別添資料 2-5》

基準 2-1-9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

- (1) 本研究科では、講義及び演習については、15 時間の授業をもって1単位とし、実習については、30 時間の授業をもって1単位としており、前学期（4月1日から9月30日まで）と後学期（10月1日から3月31日まで）の2学期制の下で、各学期15週の授業を実施している。平成15年文部科学省告示第53号第7条では、学生は原則として各学期に18単位（1年次は通年で42単位）まで履修できるので、1コマ（15回で2単位）の授業でいえば、学生は1日当たり平均2コマの授業を履修できることになる。1コマ（15回で2単位）の授業に、学生は4時間の予習・復習の時間が必要とされるため、1日2コマ（15回で4単位）の授業を履修する場合、毎日8時間の予習・復習の時間が必要となる。本研究科の授業時間は1コマ90分であるから、1日2コマの授業では、授業時間が3時間、予習・復習時間が6時間で合計9時間の学習時間が必要となり、それは授業時間割の編成において十分に確保できている。なお、期末試験は15回（ただし、1単位科目は8回、3単位科目は23回）の授業終了後に実施し、各学期15週の授業期間中に2週にわたる試験期間を含め、年間34週としており、大学設置基準第22条が求める年間35週の要件に準じている。《別添シラバス24》《別添資料2-1》《4-12》
- (2) 「エクスターンシップ」（2単位）は実習科目として、事前ガイダンス1日間（4コマ、平成24年度から2コマ）、法律事務所研修10日間（22コマ、平成24年度から25コマ）、事後研修1日間（4コマ、平成24年度から3コマ）として30コマ実施している。また、「リーガル・クリニック」（2単位）も実習科目として、毎週2コマ連続で15週、30コマ実施している。受講する学生の数が多い場合には、班分けをして授業を実施することもある。平成21年度及び平成22年度は2班に分けて、平成23年度は1班で実施した。平成24年度は2班に分けて実施している。《別添シラバス24》
- (3) 休講となった授業については必ず補講を行い、15回の授業時間の確保を図っている。《資料2-1-9-1》

資料 2-1-9-1 平成 23 年度休講・補講状況

	科目名	休講日	補講日
前 学 期	労働法Ⅱ	4月1日（金）2限	7月11日（月）17:50~19:30
	日本法制史	4月1日（金）3限	6月6日（月）6限
	インターネットと法	4月7日（木）1限	6月10日（金）18:30~20:00
	インターネットと法	4月14日（木）1限 ※	4月5日（火）1限 ※
	商取引法	4月22日（金）4・5限	7月1日（金）4・5限
	法曹倫理	5月2日（月）5限	7月21日（木）5限
	地方自治と法	5月9日（月）3・4限	6月27日（月）3・4限 ※

前 学 期	刑法Ⅰ	5月10日(火)2限	6月27日(月)3限
	刑法Ⅰ(再履修クラス)	5月10日(火)3限	6月27日(月)2限
	憲法Ⅰ(再履修クラス)	5月12日(木)5限	5月26日(木)3限
	労働法Ⅱ	5月16日(月)2限	6月13日(月)17:50~19:30
	国際法	5月16日(月)5限※	6月6日(月)4限
	社会保障法	5月18日(水)4限	7月25日(月)1限
	金融・保険関係法	5月25日(水)2限	5月26日(木)4限
	インターネットと法	5月26日(木)1限	6月20日(月)1限
	日本法制史	5月30日(月)3限	7月4日(月)6限
	社会保障法	6月1日(水)4限	7月25日(月)2限
	憲法Ⅰ	6月9日(木)2限	6月10日(金)3限
	憲法Ⅱ(再履修クラス)	6月10日(金)3限	6月17日(金)4限
	憲法Ⅰ	6月16日(木)2限	6月16日(木)4限
	英米法	6月29日(水)4限	7月13日(水)5限
	商取引法	7月1日(金)4・5限	7月15日(金)4・5限
	英米法	7月6日(水)4限	6月20日(月)6限
	商取引法	7月15日(金)4・5限	7月22日(金)5・6限
後 学 期	国際私法	10月11日(火)4限	10月13日(木)6限
	情報法	10月14日(金)5限	10月28日(金)2限
	労働法Ⅰ	10月17日(月)2限	12月23日(金)15:00~18:00
	刑法Ⅱ	10月18日(火)2限	1月13日(金)4限
	刑法Ⅱ(再履修クラス)	10月18日(火)3限	1月26日(木)3限
	刑法Ⅱ	10月20日(木)2限	1月13日(金)5限
	法と経済学	10月27日(木)1限	12月22日(木)2限
	民法Ⅲ	10月28日(金)4・5限	11月4日(金)4・5限
	情報法	11月4日(金)4限	12月16日(金)2限
	法と経済学	11月24日(木)1限	1月19日(木)2限
	民法Ⅲ	11月25日(金)4・5限	12月2日(金)4・5限
	少子高齢社会と法	11月29日(火)6限※	1月24日(火)18:30~20:00
	企業法務	12月5日(月)5限	9月26日(水)6限
	民法Ⅲ	12月9日(金)4・5限	12月16日(金)4・5限
	企業法務	12月26日(月)5限	10月3日(月)6限
行政法Ⅰ	1月11日(水)2限	1月11日(水)13:00~14:30	
医療と法	1月25日(水)2限	1月27日(金)3限	
※ 掲示なし			

(出典：平成23年度の休講・補講届の集計)

2 特長及び課題等

《特長》

- (1) 本研究科は、未修者向けの教育を一層充実させるために、1年次に「行政法基礎」(1単位)、「商法総論」(1単位)、「民法基礎演習(2単位)」を新規開設し、また、「刑法Ⅱ」と「刑事訴訟法Ⅱ」を各2単位から各3単位に増やし、1年次に必修科目として6単位を増やしている。
- (2) 本研究科は、家庭医としての法曹のみならず、専門医としての法曹養成を教育目的としたカリキュラム編成をしている。とりわけ、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」のいずれかの分野に習熟した専門医としての法曹を養成するために、履修モデルを設けるとともに展開・先端科目の充実を図っている。
- (3) 本研究科は、学内に附属臨床法学教育研究センター(ローセンター)を設置して、理論と実務を融合した臨床法学教育の実践と教育方法の開発に取り組んでいる。臨床法学教育の実践の一つとして、同センターにおいて、学生は、本研究科の専任の実務家教員の指導の下に「リーガル・クリニック」を履修し、生の事案や事件・記録に接しながら法理論の応用と実務技能を学んでいる。
- (4) 本研究科は、熊本大学、九州大学、鹿児島大学及び琉球大学の法科大学院の4法科大学院教育連携を通じて、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目、さらには実務基礎科目(エクスターンシップ)の一層の充実を図っている。この教育連携によって、履修選択の幅が広がるだけでなく、学習意欲の向上など、高い教育効果が得られている。

《課題》

専任教員の入れ替わりを通じて、従来の履修モデルが実効的に実施することが困難になっており、履修モデルの補正に努める必要がある。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本研究科は、平成22年度入学者から1学年の学生定員22人（それ以前は学生定員30人であった。）に対して専任教員18名である。したがって徹底した少人数教育が制度的に可能になっていることを特長としており、授業においてはこの少人数教育という特長を活かした教員及び学生相互の双方向的・多方向的なやりとりや議論を取り入れた密度の高い授業を実践している。このことから、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、必修科目を含むすべての授業科目において適切に維持されていると言える。《別添資料3-1》【解釈指針3-1-1-1】

本研究科は、九州・沖縄4法科大学院教育連携協定に基づき、九州大学、鹿児島大学及び琉球大学の法科大学院との教育連携による遠隔授業（インターネット授業）を多数開設しているが、同時に授業を受ける学生数については適切に維持されている。《別添資料2-5》《別添資料3-1》また、他研究科の学生には、本研究科の授業を履修することを認めていない。また、科目等履修生については、「本研究科の授業に支障のない限り、選考の上、・・・受け入れることができる」（熊本大学大学院法曹養成研究科規則第14条）が、今までのところ、このような申請がなされたことはない。【解釈指針3-1-1-2】【解釈指針3-1-1-3】

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

本研究科の法律基本科目の授業は、原則として、1 学年（22 名、平成 21 年度以前は 30 名）を 1 クラスとして授業を行っているが、平成 21 年度から再履修者について数が増えたこともあり、その対応として一部の科目について再履修者クラスを試行的に設けた。その後、平成 22 年度から原則として 1 年次法律基本科目について再履修クラスを設けて 2 クラス制にした。このような 2 クラスによる習熟度に応じた授業形態は、少人数授業による双方向・多方向的な密度の高い教育を行うのにふさわしいものである。「平成 24 年度前学期の各授業科目の受講者数(履修登録調)」によると、受講者の最も多い授業（公法演習と民事法演習Ⅰ）で 22 人である。したがって、法律基本科目について授業を行う学生数は 50 人を遙かに下回っている。《別添資料 2-1》《別添資料 3-1》

【解釈指針 3-1-2-1】

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

- (1) 本研究科においては、法曹としての活動に必要不可欠な専門的な法的知識を学生に修得させるために、1年次から3年次までの3年間で、「理論の基礎」から始めて、「理論の応用」、さらに「実務の基礎」へとつながる段階的・系統的な教育カリキュラムを編成しているなかで、授業方法は授業科目の特性や教育の段階に応じて様々な形で行う。

まず「理論の基礎」では、1年次の法律基本科目において、体系書を主な教材としつつ、教員と学生の間での質疑応答による双方向的授業を基本としつつ必要に応じて講義形式や多方向的な討論形式を組み合わせ、法の基本原則や概念など基本的な法知識を確認するとともに、判例等をベースにした具体的な設例を素材としてそれに解釈による法や判例・学説上の対立する諸見解をあてはめることにより批判的検討能力、創造的思考力、法的分析能力や法的議論の能力の基礎の修得を目指す。【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】

次に「理論の応用」では、2年次以降の科目について、主要判例を収録したケースブックや具体的かつ詳細な設例問題を収めた演習を教材として、判例の射程や問題の解決に必要な法的知識を双方向授業により確認しつつ、教員と学生間あるいは学生相互間における多方向的な議論による授業を通じて、よりよい解決方法を示すために判例・学説上の主な諸見解を検討するなかで批判的検討能力や創造的思考力、法的分析能力や法的な議論の能力を涵養している。さらに、「実務の基礎」では、法律実務基礎科目として開設する、模擬裁判や法律相談を取り入れた授業により要件事実や事実認定の基礎を学び、従来なかった新たな事案に的確に対応できる能力を習得する。【解釈指針3-2-1-3】

以上のような3段階からなるカリキュラムを編成して、双方向の質疑応答および多方向的な討論を取り入れた法曹養成教育に力を入れている。《別添シラバス24》【解釈指針3-2-1-4】

「リーガル・クリニック」は本研究科附属臨床法学教育研究センターにおいて実施し、授業の実施に際して関連法令の遵守や守秘義務、および法曹倫理に関するガイダンスにおいて守秘義務の遵守についての誓約書の提出を義務付けている。違反行為をした場合には退学を含む懲戒処分に対応するとともに、学生には法科大学院生教育研究賠償責任保険への加入を義務付けている。《別添資料3-2》【解釈指針3-2-1-5】

「エクスターンシップ」は事前ガイダンス、法律事務所研修、事後研修で構成し、実

施に際して、学生に対する指導内容は指導を担当する弁護士の裁量に任せるが、指導内容の目安を指導担当弁護士に送付して、学生の主体的学習ができるよう配慮を求めている。また、成績評価については指導担当から提出されたエクスターンシップに関する報告書及び学生の成績結果を基に教務委員会において審議し合格・不合格を決定のうえ同委員会が教授会に提案する体制となっており、成績評価に責任を持つ体制が整備されている。

法律事務所研修の研修先は、熊本県弁護士会に一任しているが、弁護士が指導する学生の人数は、原則1名ないし2名としている。事前ガイダンスでは、学生は研修先、依頼者、事件の関係者から金品を受領してはならないことを厳しく指導しており、その旨および守秘義務についての誓約書の提出を義務づけている。《資料3-2-1-1》《別添資料3-3》【解釈指針3-2-1-5】

資料3-2-1-1 エクスターンシップ実習先(平成20、21、24年度)

20年度	21年度	24年度
福山弁護士事務所	田中裕司弁護士事務所	宮川輝之法律事務所
坂本邦彦弁護士事務所	森山義文弁護士事務所	渡辺綜合法律事務所
山下弁護士事務所	宮田法律事務所	有斐綜合法律事務所
田中裕司弁護士事務所	都留・山村法律事務所	猿渡健司法律事務所
猿渡健司弁護士事務所	山之内秀一弁護士事務所	大村法律事務所
森山義文弁護士事務所	桜樹弁護士事務所	山下法律事務所
高木弁護士事務所	千葉綜合法律事務所	
熊本中央弁護士事務所	猿渡健司弁護士事務所	
田中法律事務所	田中法律事務所	
山之内秀一弁護士事務所	熊本中央弁護士事務所	
有斐綜合法律事務所	大村法律事務所	
リーガルフロ熊本事務所	荻迫法律事務所	
桜樹弁護士事務所	山下弁護士事務所	
宮田法律事務所	原法律事務所	
	あかつき法律事務所	
	由井法律事務所	
	野口法律事務所	
	有斐綜合法律事務所	

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

(2) 本研究科では、新年度に先立って新入生および在学生ガイダンスを行い、1年間の授業計画ないし授業内容、テキストおよび参考書等をシラバスに明示したうえで、これを配布するとともに、より詳細な各回の授業計画を電子シラバスにおいて学生が見ることができるようにしている。また、シラバスに各授業科目の学習の目標や履修条件、試験・成績評価の方法ないし割合に加え、共通的な到達目標への取組を示すために、講義で扱う共通的な到達目標モデル項目および自習すべき共通的な到達目標モデル項目を明記して、学生に対する事前周知を図っている。《別添資料2-3》《別添シラバス24》その上で、学生が事前事後の学習を効果的にを行い、授業時間外における学

習を充実させるために、次のような措置を講じている。【解釈指針3-2-1-6】

- (ア) 学生が自習時間を十分に確保できるように、授業時間割は1日の平均授業コマ数を2コマ程度として作成され、集中講義は原則として行わないこととしている。しかし、非常勤教員が担当する授業科目を中心に、8月中旬から9月初旬にかけて集中講義で対応せざるをえない現状があるため、この集中講義についても試験日の設定、資料の事前配布等に特別な配慮を行い、授業時間外の学習に必要な時間の確保に努めている。《別添資料2-1》《別添資料3-4》【解釈指針3-2-1-6(1)】【解釈指針3-2-1-7】
- (イ) 学生の予習を容易かつ効果的なものにするために、適切な教科書や補助教材を使用して各回の内容をシラバスに明記するとともに、入学予定者には入学前学習指導のオリエンテーションにおいて1年次前学期の授業のテキスト(補助教材も含む)とその選定理由を文書で周知している。《別添シラバス24》《別添資料3-5》【解釈指針3-2-1-6(2)】
- (ウ) 学生の効率的な予習を担保するために、すべての科目について関連する設例、判例、文献など予習事項となる授業内容の詳細な情報を電子シラバスにおいて事前に開示しているとともに、各回の授業に必要な文献やレジュメの関係資料を学生に事前配布(約1週間前)している。《別添資料2-3》【解釈指針3-2-1-6(3)】
- (エ) シラバスおよび授業のなかで予習及び復習に関して教員による適切な指示がなされており、また、専任教員は各自1週につき2コマのオフィス・アワーを授業時間割に設定して学生の質問に答えるなどきめ細かい学習支援に努めている。《別添資料3-6》【解釈指針3-2-1-6(4)】さらに、授業時間外の復習等を充実させるために、主として必修科目について授業の収録を実施して、収録した授業をサーバーにアップロードしている。学生が欠席した場合や再度授業内容を確認したい場合に所定の手続きを経て、収録した授業を視聴できるようにしている。《資料3-2-1-2》なお、収録した授業を学生はいつでもどこからでも視聴できるようになっている。

資料3-2-1-2 講義サーバアップ依頼書

講義サーバアップ依頼書

学年:	氏名:	依頼日: 年 月 日
-----	-----	---------------------

日付	回数	講義名	備考 (サーバアップ予定日)
月 日	第 回		
月 日	第 回		
月 日	第 回		
月 日	第 回		
月 日	第 回		

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

(オ) 授業時間外の学習を充実させるために、無線 LAN の設備を活用して常にインターネットに接続できる環境を整え、パソコンを朝 7 時から夜 10 時まで利用可能な自習室を整備するとともに、すべての学生に専用のキャレルを用意している。自習室には、図書約 1,500 冊のほか、パソコン、プリンター、コピー機、製本機なども備えている。附属図書館、法学部図書室に所蔵される和・洋の法律図書や法律雑誌について学生はパソコンで検索し利用できる。また、判例・法令データベース (LEX/DB、LLI) 等を内容とするロー・ライブラリーにアクセスできる ID を学生に付与し、自習室だけでなく自宅からもアクセスできるように IT 環境を整備している。【解釈指針 3-2-1-6 (5)】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があるということから履修制限を設けているが、その目的を徹底させるため平成19年度のカリキュラム改革では、各学期18単位、1・2年次について年間36単位とし、最終年次において、それまでの履修登録や選択科目の履修可能性を拡大させるために、44単位を上限とするよう改めた。平成22年度カリキュラム改革により、法学未修者1年次に配当される法律基本科目を増やしたため、1年次科目について、学期ごとの登録上限単位数を前学期20単位、後学期22単位とし、登録上限単位数を42単位に改めた。《別添便覧2012 28頁第4条》

【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-2】

平成19年度入学生から、必修科目全てに合格しなければ進級できないという制度に代えて、進級要件としてGPA制を導入した。平成19年度以前は、必修科目3科目以内の不合格の学生に対して再試験制度があったが、平成19年度の改訂によりこれを廃止し、GPA1.8以上をもって進級できることとした。原級留置となった学生に対しては、必修科目が「不可」の場合には再履修を義務づけるとともに「可」の場合にも再履修できることにして、GPAを高めることができるようにした。この再履修は、成績の再評価であるが、履修上限単位数には含まれることとしている。また、本研究科は3年を超えた標準修業年限は設けていない。《別添便覧2012 1頁、4頁》【解釈指針3-3-1-3】

【解釈指針3-3-1-4】

2 特長及び課題等

《特長》

- (1) 授業の対象となる1クラスの学生数は22名程度であり、双方向的・多方向的な授業の前提条件として求められている少人数教育が十分に実践されている。
- (2) 教育効果を高めるために、シラバスの電子化、判例・法令データベース（LEX/DB、LLI）活用、授業のDVD化など、充実したIT教育環境を整備・活用し、GPAを用いる厳格な成績評価を実践している。
- (3) 1年次について再履修者のためのクラスを設け、教育方法においても初年度の教育を踏まえてより双方向性・多方向性を高めた教育を実施している。

《課題》

- (1) 1年次の法律基本科目の再履修クラスの教育効果を今後とも自己点検することにより2クラス制に基づく教育方法の不断の改善に努めることが必要である。
- (2) 学部で法学教育を受けていない純粋未修者に対する学習支援体制を一層推進し、併せて長期履修制度のような制度改革も今後検討する必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 成績評価の基準の設定かつ学生への周知

本研究科では、成績評価については、客観的かつ厳正な成績評価を推し進めるために、平成19年度より、一方でGPAによる評価を取り入れるとともに、他方で原則として合格・不合格は絶対評価によって判断し、合格者については相対評価の考え方を取り入れて、当該科目の採点を行う方式にしていた。《別添資料4-1》その後、相対評価について実情に即したより柔軟な基準に改めるべきであるという考えに立って、それまで成績の各ランク（秀・優・良・可）の占める割合を一定割合に定めた上で行っていた相対評価を改めて絶対評価とし、厳格な成績評価に努めつつ全体として秀や優に著しく偏った成績評価を避けるという柔軟かつバランスのとれた基準に変更した。《別添資料4-2》

以上の成績評価の基本方針を踏まえ、成績評価は以下の基準に従っている。【解釈指針4-1-1-1】【解釈指針4-1-1-2】

- (ア) 絶対評価の際の評価尺度は、各学年、配当学期及び各授業科目の性質に従い適切に設定された達成度に照らして、授業担当者が個別に定めるが、同一分野の科目については、授業担当者間の協議により科目ごとの到達目標及び評価尺度の共有化を図り、成績評価の統一性を確保している。
- (イ) 成績のランク分けについて、原則は秀、優、良、可、不可の5段階評価において評価し、例外として「リーガル・クリニック」と「エクスターンシップ」は科目の性格上、合格・不合格のみで評価することにし、その旨を予め明示しているとともに学生便覧において学生に周知している。《別添便覧2012 3頁》
- (ウ) 合格者の成績の各ランクの分布については、前述のように、全体として秀や優に著しく偏った成績評価を避けるようにするという実情に合わせた柔軟かつバランスのとれた基準に基づいており、学生には講評の中で成績評価基準とともに成績の各ランクの分布を公表している。

(エ) 成績評価における考慮要素については、シラバスの「試験・成績評価の方法」欄に各授業科目の成績評価における考慮要素を予め明示して学生に周知している。《別添シラバス 24》

(オ) 具体的な筆記試験の採点においては、各授業担当者は解答項目を設定した上で各項目に配点をした成績評価基準（採点基準）を予め作成し《別添資料 4-3》、それに基づいて採点する。ただし、成績評価基準は解答項目に即したものであるため事前に公表せず、学生に答案を返却する際に同基準を配布することとしている。

(2) 成績評価の実施

成績評価は、平常点（議論、課題等による）を考慮した上で、筆記試験の結果を重視して実施している。《別添資料 4-3》筆記試験における成績評価の際の採点時の匿名性の確保については、答案用紙に工夫をして学籍番号のみを記載させ、氏名欄を設けていないだけでなく、受験学生が少人数であることから採点の際に学生番号を通じて受験学生の特特定が可能になるのを防止するため、平成 18 年度からは学生番号も見ることができないようにして採点している。また、成績評価結果について疑義を持つ学生は成績異議申立て制度を利用することができる。成績評価異議申立制度については、平成 19 年度に制定していたが、平成 23 年度に、より詳細な申合せを設けて対応している。《別添資料 4-4》《別添資料 4-5》【解釈指針 4-1-1-3 (1)】

さらに、成績評価の得点分布については、学期末に行われる進級判定会議（教授会）に「進級判定資料」として集計データ等を配布するとともに、他の会議（1 年次必修科目担当者会議及びインストラクター会議）にも同じ資料の一部又は全部を配布して教員間で共有している。《別添資料 4-6》《別添資料（成績分布データ 23）》【解釈指針 4-1-1-3 (2)】

(3) 成績評価結果の告知

成績評価の結果の学生への告知は、次のとおりである。まず、答案を採点するとともにその際に不十分な点や答案作成上の留意点を記載したコメントを付した添削を行い、採点・添削を付した答案を学生に返却する。この際に同時に成績評価基準を含む講評を配布する。その際に成績の各ランクの分布を講評等に公表している。《別添資料 4-3》

次に、学期末に各インストラクターが担当学生の当該学期に受験した科目に関する「定期試験成績通知表」《別添資料 4-7》を交付し、それに基づき履修指導を行う。《別添資料 4-8》この「定期試験成績通知表」には受験科目の得点のほか、前述の GPA の数値、それに基づく全体順位を記載している。さらに、成績評価について説明を希望する学生に対しては、担当教員に直接説明を求める機会が保障されている。《別添資料 4-5》【解釈指針 4-1-1-4】

(4) 期末試験の実施

期末試験は一定の要件と手続に基づいて実施している。《別添便覧 2012 22 頁～23 頁 第 7 条》《別添便覧 2012 3 頁、29 頁 第 6 条～8 条》期末試験については、原則として試験科目の授業回数の 5 分の 4 以上の出席を受験要件として、各学期末に原則として筆記試験により行うものと定めている。期末試験の出題内容は、総じて、出題科目の到達度の理念・目標に沿った内容といえ《別添資料 4-9》、成績評価も前述の成績評価基準に沿って厳格に行っている。これらのことは非常勤講師を含めて書面により共通認識をもって対応している。《別添資料 4-10》期末試験の実施日程は、授業日程の終了後（土・日を除いて）2 日空けた後に 2 週間にわたって試験日程を組んでおり、できるだけ学生が 1 日 2 科目以内の受験ですむようにしている。《別添資料 4-11》

(5) 再試験又は追試験の実施

筆記試験で不合格の者に対して行う再試験は平成 19 年度入学者から実施していない

が、追試験は、病気等のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかつた者に対して、実施例は少ないが、申出に基づき実施している。《別添便覧 2012 4 頁、23 頁第 7 条 3 項》《資料 4-1-1-1》追試験の方法は、期末試験と同等の筆記試験であり、出題内容につき期末試験との重複、難易度の偏りを避け、受験学生にとって不当な利益・不利益が生じないように配慮して行っている。追試験の実施日程は、定期試験の後に 3 日間にわたって日程を設けて実施しており、定期試験や集中講義と日程上重ならないように配慮している。《別添資料 4-12》【解釈指針 4-1-1-5】

資料 4-1-1-1 平成 20 年度以降の追試の実施状況

年度	前学期	後学期
平成 20 年度	2 名 (8 科目)	2 名 (5 科目)
平成 21 年度	なし	5 名 (6 科目)
平成 22 年度	なし	なし
平成 23 年度	なし	なし

(出典：追試験の実施調)

基準 4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

本研究科のカリキュラム体系は、法曹養成教育という明確な目的をもって有機的に関連づけられた科目群で編成されている。したがって、「各学期に配置された必修の授業科目は緊密な系統性が与えられて」おり、「次の学期に進級するには、それまでの必修科目のすべてに合格していることが不可欠」であるという考え方にに基づき、本研究科設立時においては、原則として、学年進級制ではなく、1年2学期のセメスターごとの進級制を導入した。そのうえで、平成 19 年度以降一方で上記進級制の例外を設けつつ他方でその本来の趣旨を生かすべく下記の改革を実施し、今日に至っている。

（ア）未修者の履修効果を上げるために、1年次に関しては例外を設け、セメスターごとの進級制を学年進級制へと変更するとともに、進級要件として、必修科目合格のみを要件とする従前の考えを改め、必修科目以外の科目の学修を含めた全体としての段階的・系統的履修の実を上げるために、履修したすべての科目を通じて GPA1.8 以上を進級要件として課すことにした。《別添便覧 2012 4 頁、23 頁第 8 条》GPA1.8 以上という基準は、段階的・系統的履修という観点から 1 年次は 2 年次における実務を念頭に置いた理論の応用を習得できるための理論の基礎を、2 年次は 3 年次における理論と架橋された実務の基礎を習得できるための実務を念頭に置いた理論の応用を、3 年次には理論と架橋された実務の基礎を、それぞれ相当程度習得していることが求められている。

（イ）進級判定の結果、進級できなかった者は原級留置となるが、成績評価が「不可」の必修科目については再履修を義務づけ、「可」の科目については再履修できることとし、再履修の成績評価が当初の評価より優れている場合は、その評価を当該科目の最終評価となるようにした。《別添便覧 2012 4 頁、29 頁第 8 条》

（ウ）本進級制の趣旨を徹底するため、平成 19 年度入学者から再試験制度を廃止した。

【解釈指針 4-1-2-1】【解釈指針 4-1-2-2】

【解釈指針 4-1-2-3】については、該当なし。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位 |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 修了要件一般

修了要件としては、本研究科に3年以上在学し、100単位以上を修得し、かつ修了時におけるGPAが2.0を満たすこととしている。《別添便覧2012 1頁、23頁 第11条1項》ただし、教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について30単位を超えない範囲で、本研究科において履修すべき授業科目及び単位として認定することができる。《別添便覧2012 23頁 第9条1、2項》

また、同様に、教育上有益と認めるときは、本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（本研究科又は他の大学院の科目等履修生として修得した単位を含む）を、前記在学中における他の大学院の認定単位数と合わせて30単位を超えない範囲で、本研究科に入学後の本研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとしている。《別添便覧2012 23頁 第10条1、2項》

なお、この場合において、在学期間については、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本研究科に定める期間在学したものとみなすことができることとしている。《別添便覧2012 23頁 第11条4項》

「法学既修者」については、本研究科に1年間在学し、入学前及び在学中に他の大学院において履修した認定単位数と合わせて34単位を修得したものとみなすこととしている。【解釈指針4-2-1-1】《別添便覧2012 23頁～24頁 第12条1～3項》

以上のように、本研究科においては、基準4-2-1(1)をすべて満たしている。【解釈指針4-2-1-1】【解釈指針4-2-1-2】

(2) 各科目群の必要単位数

3年標準コースについては、必修科目76単位を含む合計100単位以上を修得する必要がある。《別添便覧2012 1頁、26頁、27頁》科目群ごとの必要単位数は〈表1〉に示すとおりであり《資料4-2-1-1》、本基準の要件をすべて満たしている。

資料4-2-1-1：〈表1〉3年標準コースにおける科目群ごとの必要単位数

		平成21年度以前	平成22年度以降
法律基本科目群	公法系科目	6科目12単位	7科目13単位
	民事系科目	16科目32単位	18科目35単位
	刑事系科目	6科目12単位	6科目14単位
法律実務基礎科目群		10科目15単位中 8科目12単位	8科目16単位中 7科目14単位
選択科目	基礎法学・ 隣接科目群	4単位以上	4単位以上
	展開・先端 科目群	12単位以上	12単位以上

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

2年短縮コースについては、必修科目 42 単位を含む合計 66 単位以上を修得する必要がある。《別添便覧 2012 1 頁 4 (2)》科目群ごとの必要単位数は〈表 2〉に示すとおりであり(《資料 4-2-1-2》)、本基準(2)に定められた3年未満の在学期間で修了を認める場合の要件をすべて満たしている。

資料 4-2-1-2 : 〈表 2〉 2年短縮コースにおける科目群ごとの必要単位

		平成21年度以前 (平成22年度入学者以前)	平成22年度以降 (平成23年度入学者以降)
法律基本科目群	公法系科目	3科目6単位	3科目6単位
	民事系科目	7科目14単位	9科目18単位
	刑事系科目	2科目4単位	2科目4単位
法律実務基礎科目群		8科目12単位	8科目16単位中 7科目14単位
選択科目	基礎法学・ 隣接科目群	4単位以上	4単位以上
	展開・先端 科目群	12単位以上	12単位以上

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

以上のように、3年標準コース、2年短縮コースともに本基準をすべて満たしている。

(3) 法律基本科目以外の科目の必要単位数

3年標準コースでは、修了要件単位数合計 100 単位以上のうち法律基本科目以外の科目は 38 単位(100 単位-62 単位)以上であり、修了要件単位数に占める割合は 38%である。(前掲《資料 4-2-1-1》〈表 1〉)。また 2年短縮コースでは、修了要件単位数合計 66 単位以上のうち法律基本科目以外の科目は 38 単位(66 単位-28 単位)以上であり、修了要件単位数に占める割合は約 57.6%である。(前掲《資料 4-2-1-2》〈表 2〉)。したがって、3年標準コース、2年短縮コースともに、【基準 4-2-1(3)】に定める要件をすべて満たしている。

(4) 修了認定の状況

本研究科における修了認定の状況は、平成 20 年度以降に 3年標準コース、2年短縮コースを修了した学生については別添資料のとおりである。《別添資料 4-13》なお、平成 19 年度以降修了認定試験制度を新たに設け、3年次終了時の GPA が 1.8 以上、2.0 未満の者については願い出により修了認定試験を行うことにした。【解釈指針 4-2-1-2】《別添資料 4-14》《別添便覧 2012 1 頁 4 (1)、(2)、23 頁第 11 条 2 項、29 頁 第 10 条》

基準 4 - 2 - 2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準 2 - 1 - 5 のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準 4 - 2 - 2 に係る状況)

本研究科の修了の認定に必要な取得単位数は 100 単位としており、本基準本文の要件を満たしている。しかも、基準 2 - 1 - 5 のただし書による単位数を含めて、本研究科は、本研究科の修了の認定に必要な取得単位数は 100 単位としている。《別添便覧 2012 1 頁 4 (1)、(2)、22 頁 第 3 条 1 項、23 頁 第 11 条 1 項》したがって本基準の要件を満たしている。

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

(基準4-3-1に係る状況)

法学既修者として認定されるためには、入学者選抜時に行われる法律科目試験(平成24年度入試までは、法学既修者認定試験という。)に合格することが必要である。《別添便覧2012 23頁～24頁 第12条》

法律科目試験は、入学志願者で予め2年短縮コースを希望した者を対象に行っており、試験方法は筆記試験のみである。平成22年度入試までは、憲法・行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の6分野7科目について、分野ごとに試験を実施していたが、平成23年度入試からは、試験の実施方式を変更し、公法(憲法・行政法)、民事法(民法・商法・民事訴訟法)、刑事法(刑法・刑事訴訟法)の3分野7科目について、分野ごとに論述形式の試験を実施しており、法的な文書作成能力とともに法学の基礎的な学識を有する否かを判定し、選抜する試験として適切である。法律科目試験は入学志願者で出願時に2年短縮コースを希望した者は本大学法学部出身者以外の者であれ社会人経験者であれ誰でも受験できるとしているため、必要な「開放性」「多様性」を十分確保している。《別添要項24》【解釈指針4-3-1-1】

なお、本研究科では、法律科目試験の合否判定において、本研究科以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行うことはしていない。【解釈指針4-3-1-5】

また、試験科目は前述のように3分野7科目であるが、これは入学後履修が免除されることになる1年次必修の法律基本科目3分野7科目に対応するものであり、履修免除されるに足りる基礎学力の修得の有無を判定する試験科目の範囲として必要にして十分であるといえることができる。【解釈指針4-3-1-2】

採点は、平成22年度入試までは各科目100点満点であったが、平成23年度入試からは、民法150点満点、その他の科目は100点満点であり、すべての科目について6割以上を取得した者を法律科目試験合格者と判定した。この合格者は法学既修者として認定され、1年次の必修の法律基本科目すべての単位34単位を一括して免除されて2年次に入学した。【解釈指針4-3-1-3】

試験問題の出題内容については、事前検討によるチェック体制を整備しており、(1)各分野において選定された出題者の事前協議において出題問題数、形式、配点を定め、(2)その後、各分野において過去2年の本学法学部での期末試験を確認した上でそれと重複しない試験問題を作成し、(3)出題者全員で全科目について出題形式や出題内容について具体的な検討を行うという体制で対応している。また、答案用紙には受験番号のみを記載させ、採点の際の匿名性の確保にも配慮しており、法律科目試験における本学法学部出身の受験者と他の受験者との「公平性」確保を十分図っている。《別添資料4-15》《別添資料4-16》【解釈指針4-3-1-4】

法学既修者として認定された者は、2年次に入学するものとしており、他方、1年次で取得すべき修得単位数は36単位であり、その内訳は法律基本科目34単位、法情報調査2単位である。したがって、法学既修者に認められる修得単位数は、1年次の法律基本科目に関する必修科目の単位数に相当し、法学既修者に対する在学期間1年の短縮は適切である。《別紙様式1》【解釈指針4-3-1-6】

2 特長及び課題等

《特長》

- (1) 成績評価の在り方として、厳格な成績評価を進めており、また、成績評価に関する質問・疑問に対して「成績評価異議申立制度」を設け、担当教員による説明、教務委員会による事情聴取、審議委員会による調査の3段階で対応しており、その制度の整備・改善に努めている。
- (2) 進級制について、段階的・系統的な法曹教育を確実に実現するべく、1年次を除きセメスターごとの進級判断を行うという、一般的な基準よりも厳しい制度を採用している。しかも、進級要件としてGPA1.8を課し、再試験制度を廃止することにより進級制の運用を厳格にした。また、進級できなかった者に対しては、「不可」の必修科目について再履修を義務づけるとともに、「可」の授業科目についても再履修できることとした。
- (3) 修了認定について、修了要件単位の取得のほかに平成21年度から新たにGPA要件を設定し、GPA1.8以上2.0未満の成績の場合には、修了認定試験を課すこととしており、厳格な修了認定を用意している。

《課題》

- (1) 厳格な成績評価の実施に関して、選択科目特に非常勤講師が担当する科目について周知徹底が必ずしも十分でない点が見られるので周知徹底に努める必要がある。
- (2) シラバスにおいて明らかにする共通的な到達目標を踏まえた授業の到達目標に則った定期試験の実施と成績評価に努める必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本研究科は、教育内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を組織的かつ継続的に行うために、FD委員会を設置している。FD委員会は、3名から構成され、1名が委員長として委員会を統括している。《別添資料9-6》FD委員会の主要な活動は、①授業アンケートの実施、②前学期と後学期に授業参観と授業評価を行うこと、③学期ごとの学生への成績配布前にインストラクター会議を行って学生の成績状況と授業に対する意見を検討すること、④教育内容及び教育方法の改善のための講演を実施すること、⑤教育内容及び教育方法の改善のための情報や研究成果の収集にある。FD委員会は、これらの活動のうち、①、②、⑤については委員会独自の活動として行っているが、③、④は学生支援委員会と連携して行っている。【解釈指針5-1-1-4】

これらの活動を行うために、平成23年度において委員会は必要に応じてほぼ毎月開催している。《資料5-1-1-1》活動内容との関連では、①授業アンケートの実施は、全学で実施されているアンケート項目に本研究科独自のアンケート項目を付加して、授業内容及び授業方法についての統計的処理を行い、学生にそれぞれの授業に関する学生の評価を書かせることにより、学生の意見を集約している。《別添報告書(2010年度)》②前学期と後学期の授業参観と授業評価では、平成21年度において1年生に多くの原級留置者が出たことから、原級留置者を対象とした法律基本科目について授業参観を行うとともに、法律実務基礎科目と新任教員の科目についても授業参観を行い、参観教員から授業参観感想メモを回収した。《資料5-1-1-2》授業参観感想メモは、授業の内容や方法について良かったと感じたこと、改善した方がよいと感じたことなどからなる。《資料5-1-1-3》この授業参観メモを回収し、FD委員会においてメモを検討した上で、前学期・後学期ともに、授業評価のための会議の討議資料とし、今後の改善点などを話し合い、教育内容や方法について有意な結果を得ている。《資料5-1-1-4》また、③インストラクターについては日常的に学生に接して学生の意見を聴取し、インストラクター会議において学生の授業内容や方法に関する意見を集約を行い、授業の改善などについて話し合っている。【解釈指針5-1-1-4】

また、1年生については、必修科目担当者会議においてもインストラクターとして日常的に吸い上げた学生の授業内容及び授業方法についての意見を反映させ、授業の改善に役立っている。

資料5-1-1-1 平成23年度FD委員会開催状況

平成23年度FD委員会の開催状況

第1回4月25日(月)午後4時～5時30分

議題 平成23年度前期の授業参観と授業評価について等

第2回5月9日(月)午後4時～5時30分

議題 1平成23年度前期の授業参観と授業評価 2熊本大学60年年史寄稿等

第3回6月6日(月)午後4時～5時30分

議題 1授業評価に向けての授業参観メモの検討等

*平成23年度前期授業評価6月8日(水)午後5時～午後6時30分

第4回7月4日(月)午後4時～5時

議題 1全学FD委員会でのアンケート回答の作成 2法科大学院協会教員研修等

第5回9月12日(月)午後4時～5時30分

議題 1後期授業参観について 2熊本大学60年史FD活動の執筆について等

第6回10月31日(月)午後4時～5時30分

議題 1後期授業参観について 2平成22年度授業実施報告書執筆について等

第7回11月14日(月)午後4時～5時30分

議題 1全学「授業改善のためのアンケート」実施報告書の執筆について

第8回12月12日(月)午後4時～5時30分

議題 1全学「授業改善のためのアンケート」執筆状況について 212月14日(水)
授業評価に向けての授業参観メモの検討

*平成23年度後期授業評価12月14日(水)午後4時～午後5時

第9回1月23日(月)午後4時～5時

議題 1全学「授業改善のためのアンケート」現行の検討

第10回3月12日(月)午後4時～5時30分

議題 1平成24年度FD委員会の活動について

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料5-1-1-2 平成23年度前期授業参観表・参加者数

2011年度前期授業参観表														
													氏名:	
授業参観日:5月23日(月)~6月3日(金) 授業評価日:6月8日(水)教授会終了後 授業評価日の参加の有無:参加・不参加														
	5月23日	5月24日	5月25日	5月26日	5月26日	5月27日	28日	29日	5月30日	5月31日	6月1日	6月2日	6月2日	6月3日
	月	火	水	木	木	金	土	日	月	火	水	木	木	金
第1時限						リ・ク								リ・ク
教室						ローゼ								ローゼ
参加の有無						1								
第2時限	民法IV	刑法		憲法I		憲法II			民法IV	刑法		憲法I		
教室	E105	E105		E105		遠隔			E105	E105		E105		
参加の有無	1	3								1		1		
第3時限		民法I		民訴I	刑事実務演習					民法I	憲法II	民訴I	刑事実務演習	
教室		E105		E105	法廷					E105	遠隔	E105	法廷	
参加の有無		1		1	2					3	1	2	1	
第4時限			法情報調査											
教室			E105											
参加の有無			2											
第5時限	刑訴I	商法総論							刑訴I	商法総論	法情報調査			
教室	E105	E105							E105	E105	E105			
参加の有無	1													

備考:リ・クとは、リーガル・クリニックを指す。ローセンターにて授業を行う。

(出典:人文社会科学系事務ユニット資料)

資料5-1-1-3 授業感想メモ

授業参観感想メモ

参観者氏名 ()

参観科目・教員名	科目:刑法実務演習 担当教員:渡辺先生、井上先生
参観日時・テーマ	H23年 06月 02日 12時 50分~ 14時 20分 テーマ:伝聞証拠法則など
良かったと感じたこと	【授業の内容】 ・実務に密着した学習で、学生も興味を持つことができる。 【授業の運営】 ・学生への質疑を中心に行っており、考えさせる授業になっている。 【その他】 ・適切な資料の配布がある(その日のレジュメ+具体的な資料としての模擬の証拠等)。 ・事前に課題を出させることで、学生の理解が不十分な箇所を把握している。
改善した方がよいと感じたこと	【授業の内容】 特になし 【授業の運営】 特になし 【その他】 特になし
その他気付いたこと	・教員官の情報公開の機会がないため、学生が何をどこまで学んだかを、把握できない状況にある。

(出典:人文社会科学系事務ユニット資料)

資料5-1-1-4 平成23年度前期授業評価実施報告書

2011年度前期授業評価

6月8日（水）午後5時～午後6時

参加教員：12名

前期授業参観と授業評価の目的

本研究科では、段階的・系統的なカリキュラムを学生に提供して、年次進行に伴う科目の履修により、完結的な学修できるように教育システムを構築しているが、ここ2年間にわたり、1年次から2年次に進級するに際して、法律未修者を中心に想定外の原級留置者を出している。そこで、本年度前期では、法律基本科目を中心に教育内容と教育方法に関するFDを行い、原級留置者を出さない教育内容と教育方法は何か、について検討を行いたい。

2011年度前期授業参観感想メモに基づいて、授業評価を実施する。

授業参観の延べ人数は、22名、そしてメモ提出者は、16名となっている。メモ提出者は、72.7%である。

民法や刑法における基礎概念、例えば同意、承諾、合意などのように、科目横断的に使用される概念が、それぞれの科目の相違（特に民事法と刑事法）に応じてどのような異同があるのか、それをどこで学生に教えるのかが話題となった。

以上の問題に関連して、法情報調査を今後どのような内容としていくかについて話し合った。科目ごとの基礎的概念のずれとともに、判例の読み方をどのように教えるのかも話題となった。そもそも、科目ごとにどのように判例が使用され、判例の読み込みが行われているのか、を調査の上、今後検討していくこととなった。

（出典：平成23年度前期授業評価実施報告書）

以上のように、教育内容及び教育方法の改善は、①授業アンケート、②授業参観と授業評価、さらに学生の意見などを補充する③インストラクター会議を通じて、教員相互の授業評価を実施し、科目区分を意識したシラバスと授業内容、学生の理解度や習熟度を配慮した授業の内容、授業科目間の連携及び授業内容の相互調整、理論的教育と実務的教育の架橋を図る授業内容となっているかどうかとともに、授業の進め方やその形態の工夫、学生に対する発問や質疑への対応の仕方、学生相互間の討論を導き出す工夫、予習・復習や授業で使用する教材などの指示にも及んだ論議・意見交換も行っている。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2（1）】

教育の内容及び方法の改善は、教員間のピアレビューにとどまることなく、外部の実務家などの講演などを通じて、研究者教員の実務上の知見を補充することが必要となるが、平成22年度開催の熊本地方裁判所所長による要件事実論に関する講演会はこれに資するものとなっている。《資料5-1-1-5》さらに、研究者教員の実務的知見を高め

るために熊本市内のほか、天草市、人吉市においても法律相談会を開催して裁判外紛争
処置能力の向上に努めている。《資料5-1-1-6》こうした講演会や無料法律相談会
の実施は、理論的教育と実務的教育の架橋をめぐる研究者教員と実務家教員の連携を促
すほか、理論教育を行う上でのカリキュラムの見直しや研究者教員相互間の教育の連携
を高めるものとなっている。【解釈指針5-1-1-2(2)】【解釈指針5-1-1-3】

最後になるが、本研究科は、嶺南大学校法学専門大学院（韓国）と「学術交流に関す
る協定書」を締結し、教育の内容及び方法に関する情報や研究成果の集積・活用に努め
ている。【解釈指針5-1-1-2(3)】

資料5-1-1-5 法務実務講演会



(出典：開催広報ポスター)

資料5-1-1-6-①無料法律相談会

無料法律相談

「附属臨床法学教育研究センター(ローセンター)」は、学生の臨床教育や教員の実務研修のほか、大
学の地域貢献を目的としており、その一環として下記のとおり弁護士による無料法律相談を行っていま
す。法律相談を希望される方はどなたでもご利用いただけます。

■ 無料相談

無料法律相談は、予約制で行っています。受付は随時、相談日は毎週金曜日です。ご利用の際
は、お電話か文書にてご連絡ください。

法律相談には法科大学院生が立ち会うことがあります。その場合は事前に相談者の同意を得
ることにしています。また、守秘義務は遵守します。

■ 相談内容

一般民事事件、家事事件（離婚・相続）、借金問題など事件の種類は問いません。

■ 連絡先

TEL 096-363-7118 / FAX 096-363-7118

法律相談受付開始日：平成23年4月8日（金）

法律相談電話受付時間：午前10時～午後4時（水）（金）

（出典：本研究科ウェブサイト「無料法律相談会」）

資料5-1-1-6-②無料法律相談開催地

平成22年度の本研究科の無料法律相談		
日 時	場 所	相談者数
平成22年 6月26日	牛深総合センター（天草市）	13
平成22年 7月10日	人吉市役所本館（人吉市）	1
平成22年11月27日	牛深総合センター（天草市）	7
平成22年11月28日	人吉市役所本館（人吉市）	4
平成23年 3月26日	熊本市健軍文化ホール（熊本市）	18

平成23年度の本研究科の無料法律相談		
日 時	場 所	相談者数
平成23年 8月18日	人吉市役所本館（人吉市）	7
平成23年 8月21日	牛深総合センター（天草市）	4
平成23年11月26日	人吉市役所本館（人吉市）	4
平成23年12月18日	牛深総合センター（天草市）	8
平成23年12月23日	熊本市健軍文化ホール（熊本市）	11
平成24年 3月18日	熊本市健軍文化ホール（熊本市）	12

（出典：人文社会科学系事務ユニット資料）

2 特長及び課題等

《特長》

- （1）本研究科では、授業アンケート、授業参観と授業評価を年2回実施することなどを通じて、授業内容及び授業方法の改善を図るためのFD活動が組織的かつ継続的に行われている。
- （2）実務家による講演会や無料法律相談会は、研究者教員の実務的知見を高めるとともに、実務家教員と連携した教育内容や教育方法の改善に役立っている。

《課題》

- （1）1年次再履修科目について、教育内容の水準について教員による検討を進めることが必要である。
- （2）一部科目について、教育内容の難易度が高くなっていることから、教育内容の難

易度について改善を図ることが必要である。

- (3) 学生のオフィス・アワーの利用が漸減の傾向にあることから、学生のオフィス・アワーの活用を促すべく検討を進めることが必要である。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

本研究科は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、本研究科の教育の理念及び目標に照らして、入学者選抜のためのアドミッション・ポリシーを設定し、法科大学院パンフレット、学生募集要項、ウェブサイトにおいて公表して周知に努めている。《資料6-1-1-1》入学志願者にこれとともに必要な情報（①設置者、②教育の理念及び目標、③教育上の基本組織、④教員組織、⑤収容定員及び在籍者数、⑥入学者選抜、⑦標準修業年限、⑧教育課程及び教育方法、⑨成績評価、進級及び課程の修了、⑩学費及び奨学金等の学生支援制度、⑪修了者の進路及び活動状況）を事前に周知するよう努めている。《別添資料6-1》【解釈指針6-1-1-1】

特に入学志願者に必要な情報は、入学志願者に直接に接する機会のある入試説明会を学内はもとより、福岡、東京等において広く実施して説明を行い、受験者の疑問を解消している。《資料6-1-1-2》

資料6-1-1-1 アドミッションポリシー

アドミッションポリシー

幅広い教養と読解力・理解力・表現力などの基礎学力の上に、社会的正義感、法律実務家になるための適性を有し、かつ、厳しい勉学に耐えうる強い意思と学習意欲のある人を求めます。

社会人にあっては、さらに豊かな社会経験を有する人を求めます。

また、2年短縮コースにあっては、これに加えて、直ちに応用的・発展的学習に入ることができる相当程度の実定法律学の基礎学力を有する人を求めます。

（出典：法科大学院パンフレット、学生募集要項、本研究科ウェブサイト）

資料6-1-1-2 平成24年度入試説明会実施状況

実施日	会場	実施形態	配付資料部数
6月19日(日)	辰巳法律研究所 東京本校	資料参加	50部
6月25日(土)	読売新聞社主催(貿易広告社) 福岡会場	入学者選抜 委員長	50部
6月26日(日)	辰巳法律研究所 福岡会場	資料参加	50部
6月26日(日)	辰巳法律研究所 名古屋本校	資料参加	40部
7月3日(日)	辰巳法律研究所 大阪本校	資料参加	50部
7月11日(月)	TAC/早稲田セミナー主催 渋谷校	資料参加	50部
7月13日(水)	本学会場(第1回目)	入学者選抜 委員会	35部
8月6日(土)	本学会場(第2回目)	入学者選抜 委員会	35部
8月10日(水)	オープンキャンパス 本学会場	入学者選抜 委員会	20部

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

基準 6-1-2

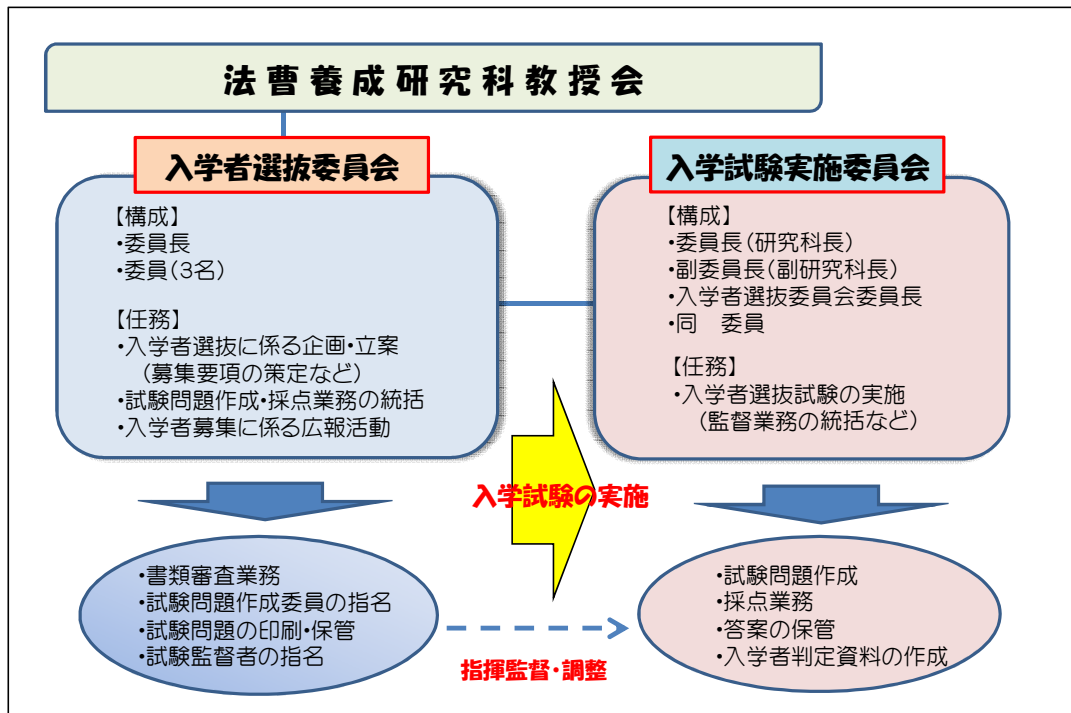
法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6-1-2 に係る状況）

本研究科は、入学者選抜を円滑かつ効果的に実施するために、入学者選抜委員会と、研究科長が委員長を務める入学試験実施委員会を設置している。《資料 6-1-2-1》《別添資料 6-2》入学者選抜委員会は、委員 3 名から構成され、その業務内容は主に入学者選抜の企画・立案《別添資料 6-3》《別添資料 6-4》、書類審査業務及び試験問題作成委員を指名し、試験問題が作成された後、その推敲、点検、印刷、保管、試験問題作成委員による採点業務の指揮監督・調整、採点後の答案の保管、そして入学者判定資料の作成業務を統括している。入学試験実施委員会は、試験当日の監督業務を統括している。入学者選抜委員会が所掌する試験問題の作成・採点業務については、試験問題作成者の互選により責任者を選出している。入学試験実施委員会は、研究科長を実施委員長、副研究科長を実施副委員長とするなどして責任体制の明確化を図っている。《別添資料 6-4》

法学既修者の認定については、平成 23 年度入試までは、入学者選抜試験とは別個に法学既修者認定試験を実施していた。平成 24 年度入試からは、法学既修認定試験は、入学者選抜委員会の統括の下に行われている。

資料 6-1-2-1 入学者選抜委員会と入学試験実施委員会との関係



出典：人文社会科学系事務ユニット資料

基準 6-1-3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本研究科は、本学の設置している法学部の卒業見込みの者又は卒業した者（以下「自校出身者」という。）について、優先枠を設けるなどの優遇措置を一切講じておらず、入学者に占める自校出身者の割合は、平成 20 年度 32%、平成 21 年度 17%、平成 22 年度 42%、平成 23 年度 31%、平成 24 年度 64%となっている。平成 23 年度から平成 24 年度にかけて、本学出身者の割合が 33%増と高い伸びを見せているが、これは特別の措置を講じたことによるものではない《様式 2》【解釈指針 6-1-3-1 (1)】

また、本研究科は、入学者に対して一切の寄付などの募集をしていない。【解釈指針 6-1-3-1- (2)】

本研究科は、身体に障害がある者に対しても受験の機会を保障するために、身体に障害のある者については、入試出願にあたり申し出てもらい、その障害に対応する措置をとることにしている。現在、バリアフリー策として受験室のある建物に段差の無いスロープやエレベーターなどを設置しているが、その他のバリアフリー策は、各試験において、受験生の身体の不自由さの質と程度により異なるとの認識の下に入学者選抜委員会で対応する。なお、平成 24 年度の第 2 期募集での入学試験では、聴き取りが多少不自由であるという理由から受験上特別な配慮についての相談が 1 名からあったため、最前列で受験させ、試験時の注意事項は紙の資料を配付した。【解釈指針 6-1-3-1 (3)】

基準 6-1-4 : 重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6-1-4 に係る状況)

本研究科は、入学者選抜に当たって、アドミッション・ポリシーに示された入学者の要件《基準 6-1-1》《資料 6-1-1-1》である、①「幅広い教養と読解力・理解力、表現力などの基礎的学力」と、②「社会的正義感、法律家になるための適性を有し、かつ厳しい勉学に耐えうる強い意思と学習意欲のある人」という資質を備えた者を選抜するために、適性試験をはじめ、その他の入学試験の成績、学部等における学業成績、学業以外の活動実績等を総合的に考慮して、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を適確かつ客観的に評価している。本研究科の入学者選抜試験及び法学既修者認定試験における合否判定方法は、次のとおりである。

入学者選抜試験では、①出願時の提出書類であるⅠ法科大学院適性試験の成績カード、Ⅱ履歴書、Ⅲ成績証明書、Ⅳ自己推薦書(A)法律実務家を目指す志望動機(800字以内)、(B)社会への関心(1600字以内)、Ⅴ資格取得、外国語能力等の法律実務家のキャリア形成に相応しい資格及び能力に関する証明書と、②小論文、③面接でもって合格者を判定しており、その配点基準は、適性試験 100点、書類審査 80点、小論文 300点、面接 20点 の総計 500点である(平成 24 年度入試から面接試験を廃止)。法科大学院の履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等を担保する必要があるが、そのために適性試験の成績が下位 15%の成績取得者は平成 23 年度入試までは本研究科には入学させていない。ただし、平成 24 年度入試では、適性試験の成績が下位 15%の成績取得者であったが、小論文試験などが著しく高得点であったため、総合判断の上、1 名を入学させた。本研究科合格者の適性試験の最高点、最低点、平均点は次の表に示すとおりである。《資料 6-1-4-1》【解釈指針 6-1-4-1】【解釈指針 6-1-4-2】

資料 6-1-4-1 本研究科合格者の適正試験の得点状況

○適性試験得点					
区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
最高点	91.0	81.0	78.0	76.6	74.3
最低点	59.0	42.0	46.3	40.3	43.0
平均点	74.0	62.1	61.5	57.8	59.8
全国平均	67.47	57.08	54.28	53.82	60.30

※平成 23 年以前は、日弁連は DNC 換算、平成 24 年は合計点ではなくスコアを 100 点満点に換算したものである。

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

基準 6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

家庭医であるとともに、新たな法的ニーズにも対応できる専門医としての能力を備える法曹を養成するためには、法学部の卒業見込み者（新卒者）のみならず、社会人をも含めて、多様な知識または経験を有する者を受け入れる必要がある。そこで、本研究科は、次の取り組みを行った。

第1は、試験会場の複数化であり、熊本会場のみならず、当初から東京会場で、平成21年度入試からは大阪会場でも入学者選抜試験を実施し、これまで以上に多様な知識又は経験を有する者が入学者選抜にアクセスし易いように条件整備を図っている。

第2は、大学等の在学者について、学部を問わない学業成績のほかに、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価できるように、出願時の提出書類の一つとして自己推薦書に学業以外の事項に関する事項の記入を求めている。【解釈指針 6-1-5-1 (1)】また、社会人などの実務経験や社会経験等についても自己推薦書に記載することを求めている。【解釈指針 6-1-5-1 (2)】

第3は、社会人と法学部以外の卒業生（非法学部卒業生）を対象とした優先枠を設けている。《別添要項 24 3頁》すなわち、本研究科は、社会人と非法学部卒業生の定義を明示し、社会人と非法学部卒業生の割合が合格者の3割以上となるよう努めており、毎年社会人及び非法学部卒業生は3割程度入学している。《資料 6-1-5-1》【解釈指針 6-1-5-1 (3)】

資料 6-1-5-1-① 社会人・法学部・非法学部学生の状況

社会人・法学部等以外の卒業生とは

1 社会人

社会人とは、大学の学部を最初に卒業した後、大学における主として昼間の授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、入学時において満3年以上を経ている者をいいます。

2 法学部等以外の卒業生

法学部等以外の卒業生とは、学部・学科のいかんを問わず、大学等で主として実定法以外の分野を学んだ者であり、修得した単位数のうち、実定法以外の科目の占める割合が3分の2以上である者をいいます。大学院において法学修士、修士(法学)の学位を取得した者および取得見込みの者は除きます。

(出典：本研究科ウェブサイト)

20 年 度	区分	志願者		合格者		入学者	
	社会人	12	21.1%	7	21.2%	4	16.0%
	非法学部	4	7.0%	2	6.1%	1	4.0%
	法学部	41	71.9%	24	72.7%	20	80.0%
	計	57	100.0%	33	100.0%	25	100.0%

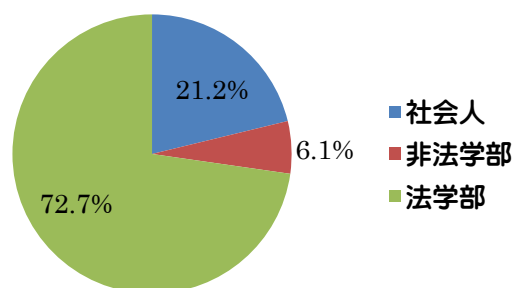
21 年 度	区分	志願者		合格者		入学者	
	社会人	19	19.4%	9	16.7%	6	17.1%
	非法学部	27	27.6%	13	24.1%	10	28.6%
	法学部	52	53.1%	32	59.3%	19	54.3%
	計	98	100.0%	54	100.0%	35	100.0%

22 年 度	区分	志願者		合格者		入学者	
	社会人	18	22.0%	8	21.6%	3	15.8%
	非法学部	11	13.4%	2	5.4%	2	10.5%
	法学部	53	64.6%	27	73.0%	14	73.7%
	計	82	100.0%	37	100.0%	19	100.0%

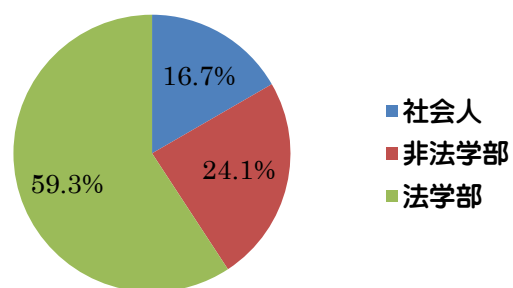
23 年 度	区分	志願者		合格者		入学者	
	社会人	14	29.8%	6	33.3%	6	37.5%
	非法学部	2	4.3%	2	11.1%	2	12.5%
	法学部	31	66.0%	10	55.6%	8	50.0%
	計	47	100.0%	18	100.0%	16	100.0%

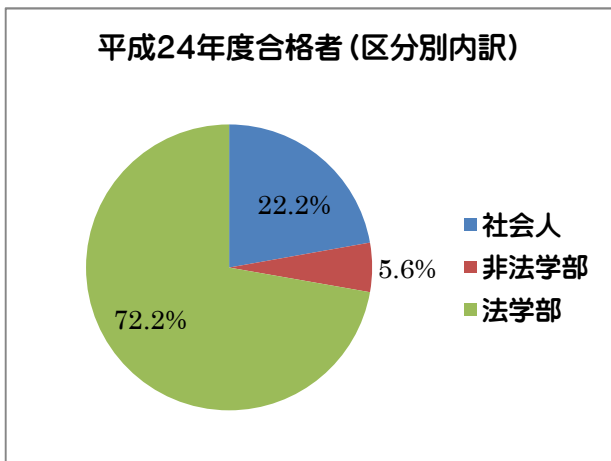
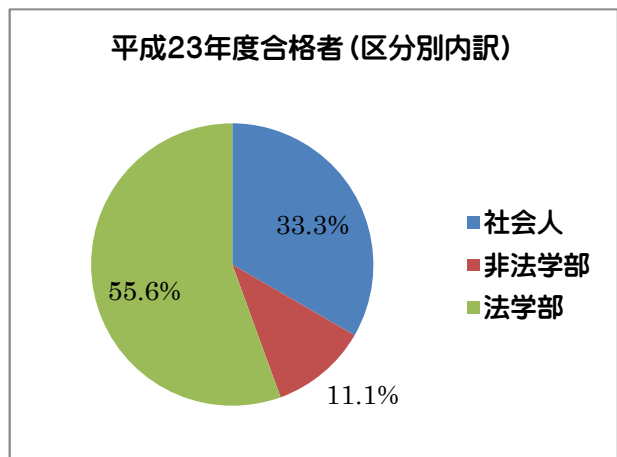
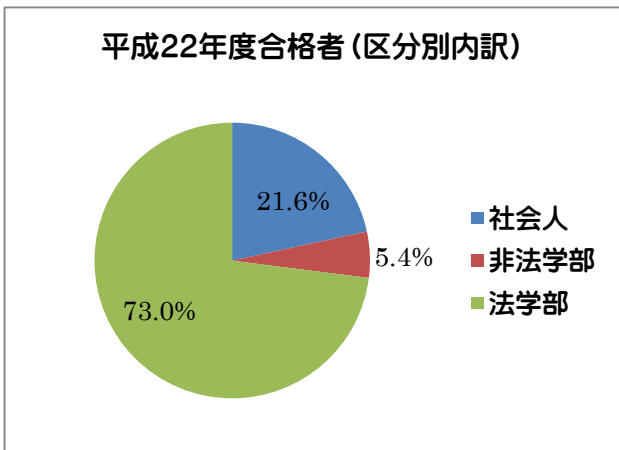
24 年 度	区分	志願者		合格者		入学者	
	社会人	11	28.2%	4	22.2%	4	36.4%
	非法学部	1	2.6%	1	5.6%	1	9.1%
	法学部	27	69.2%	13	72.2%	6	54.5%
	計	39	100.0%	18	100.0%	11	100.0%

平成20年度合格者(区分別内訳)



平成21年度合格者(区分別内訳)





(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本研究科における年次別及び入学年度別在籍者数は、以下の表に示すとおりである。
《資料6-2-1-1》

本研究科の平成24年度の収容定員は66人であるが、同年5月1日現在の在籍状況は66人で、本研究科の現在の専任教員数18人(3名欠員)から判断して、教育上問題となる人数ではない。したがって、本研究科における教育の理念・目的からも妥当な状態にあると言える。【解釈指針6-2-1-1】

資料6-2-1-1 平成24年度法曹養成研究科在籍者数(平成24年5月1日現在)
(年次別) 単位：人

	入学年度	在籍者数	休学者数 (内数)	授業 受講生数	備考
1年次	24年度入	10	1	9	
	23年度入	7	3	4	
	22年度入	4	3	1	
	21年度入	5	4	1	
	20年度入	1	1	0	
	1年次計	27	12	15	
2年次	24年度入	1	0	1	2年短縮コース
	23年度入	5	0	5	
	22年度入	2	0	2	
	21年度入	5	3	2	
	20年度入	4	4	0	
	2年次計	17	7	10	
3年次	23年度入	1	0	1	2年短縮コース
	22年度入	8	0	8	
	21年度入	10	0	10	
	20年度入	3	0	3	
	3年次計	22	0	22	
総計		66	19	47	

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

本研究科の入学定員は、22人(平成21年度までは30人)である。平成20年度入学者選抜試験において入学者が入学定員を下回ったことから、平成21年度入学者選抜試験から入学試験の場所を本学と東京会場のほか、大阪会場で実施することとした。しかし、平成21年度入学者選抜試験では合格者の辞退率が高かったこともあり、これに対処するために平成23年度入学者選抜試験では、入学試験の場所を本学、東京会場、大阪会場としたのみならず、入学試験回数を2回、そして平成24年度入試では3回に増やして実施し、入学定員の確保に努めている。《資料 6-2-2-1》なお、本研究科では、創設時入学者選抜から平成22年度入学者選抜第1次募集までは、第1次選抜として小論文試験を実施し、その合格者を面接により選抜する2段階方式の入学者選抜を実施したが、平成22年度入学者選抜第2次募集からは、2段階の選抜方式を廃止し、小論文試験と面接試験を同日に実施する方式へと変更したことは既述のとおりである。《基準 6-1-2》

資料 6-2-2-1 入学試験の状況

○入学者試験の志願倍率、競争倍率等											
区分	平成20年度	平成21年度	区分	平成22年度	区分	平成23年度	区分	平成24年度			
志願倍率	1.90	3.27	志願倍率	3.73	志願倍率	2.14	志願倍率	1.77			
競争倍率	1.58	1.69	競争倍率	2.05	競争倍率	1.94	競争倍率	2.06			
募集人員	30	30	募集人員	22	募集人員	22	募集人員	22			
志願者数	57	98	志願者数	82	志願者数	47	志願者数	39			
第一次 選抜	受験者数 52 合格者数 44	91 72	第1次 募集	受験者数 69 合格者数 34	第1期 募集	受験者数 24 合格者数 14	第1期 募集	受験者数 20 合格者数 10			
第二次 選抜	受験者数 41 合格者数 32	66 54	第2次 募集	受験者数 7 合格者数 3	第2期 募集	受験者数 11 合格者数 4	第2期 募集	受験者数 14 合格者数 7			
追加合格者数	1	0	追加合格者数	0	追加合格者数	0	第3期 募集	受験者数 3 合格者数 1			
最終合格者数	33	54	最終合格者数	37	最終合格者数	18	追加合格者数	0			
入学者数	25	35	入学者数	19	入学者数	16	最終合格者数	18			
*平成22年度は第1次募集後に、第2次募集を実施。									入学者数	11	
*平成23年度は、2段階の選抜を行わず、募集を2度に分け実施。											

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

本研究科においては、在籍者数・専任教員数ともに適切な状態にあり《基準6-2-1》《基準8-1-1》、また、修了者の進路及び活動状況についても概ね妥当な状況にある《基準1-1-2》。そこで、法科大学院進学希望者数の全国的な減少傾向のなか、優秀な学生を確保しつつ入学定員を安定的に充足していくために、以下のような入学選抜の改善に取り組んできた。

本研究科では、入学者選抜における志願倍率及び競争倍率が、平成19年度に2.93倍・2.59倍であったものが、平成20年度ではそれぞれ1.9倍・1.58倍となり、前年度に比して低下した。その原因として他法科大学院との試験日の競合があると考えられたため、平成21年度入学者選抜では、試験日の競合を避けた。その結果、志願率は3.27倍と大きく上昇したが、競争倍率は1.69倍に上昇したにとどまった(なお、合格者の辞退率も前年度24.2%から35.2%と増加した)。そこで、志願倍率及び競争倍率を上昇させることを通じて優秀な学生の確保を図るために、平成22年度入学者選抜では、入学定員を30人から22人へと削減するとともに試験回数を2回に増やし(第1次募集と第2次募集を実施)、試験会場も従来の熊本会場・東京会場の他に、大阪会場(第1次募集のみ)も加えた。そして、2年短縮コース入学希望者に配慮して、従来2月に1回行っていた法学既修者認定試験を第1次募集・第2次募集に応じて2回実施した。さらに、第2次募集では選抜方法も変更した。すなわち、従来、第1次選抜(適性試験、書類審査、小論文試験の成績による選抜)の合格者について第2次選抜(第1次選抜の成績に面接試験の成績を加えての選抜)を実施し、合格者を決定していたが、第2次選抜は熊本会場だけで実施していたため、熊本会場以外での第1次選抜受験者にとっては極めて不便であるということから、第1次選抜・第2次選抜という選抜方法を止め、熊本会場・東京会場ともに小論文試験に引き続いて面接試験を実施することにし、その結果と適性試験・書類審査の成績を総合して合格者を決定することとした。その結果、志願倍率は3.73倍、競争倍率は2.05倍となった。しかし、合格者における辞退率が前年度よりもさらに上昇して48.6%となり、入学者数は19人にとどまってしまった。そこで、平成23年度入学者選抜では、まず、合格者の辞退率の減少を目指して、他法科大学院との試験日を合わせることにした。そして、前年度の第2次募集における選抜方法を引き継ぐとともに、試験会場も前年度と同じく熊本会場・東京会場そして大阪会場(第1期募集のみ)としたうえで、第1期募集・第2期募集に加えて第3期募集をも実施することとした(ただし、第3期募集は第2期募集までで入学定員を充足しないと予測される場合にのみ実施を予定した。なお、法学既修者認定試験は、教職員の入試業務の負担を考慮して、2月に1回だけ実施した)。そして、実際、第3期募集の実施を公表したが、試験日が3月13日と時期的に遅かったためか、受験者を得ることができなかった。そのため、結果としては、志願倍率2.14倍、競争倍率1.94倍にすぎず、入学者数は16人にとどまった。

以上のことから、平成 24 年度入学者選抜では、まず、試験日を前倒しし、前年度の試験日が 11 月、1 月、3 月であったところを、9 月、10 月、1 月というように、2 カ月程度実施時期を早めた。入試回数は前年度と同様に 3 回実施することを予定した。しかし、大阪会場では第 1 期募集を実施するにとどまった。また、2 年短縮コースへの入学希望者の便宜を図るため、法学既修者認定試験を各期の募集の際にそれぞれ実施することにした。《別添要項 24》《別添要項 24 (3 期)》

以上のとおり、本研究科においては、常置委員会である入試制度検討委員会が例年、当該年度の入学試験終了後に開催されており、入学者選抜の改善への取組みが適宜行われている。《別添資料 6 - 5》【解釈指針 6 - 2 - 3 - 1】

2 特長及び課題等

《特長》

- (1) 本研究科は、公平性、開放性、及び多様性の確保を前提として、教育の理念及び目標に照らして、入学者選抜のためのアドミッション・ポリシーを設定し、公表している。同時に、入学者選抜の方法とともに、教育内容についての基本情報を公表している。これによって、入学志願者が本研究科に関する十分な情報を得た上で、本研究科を志望できるようにしている。
- (2) 本研究科の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに即して、責任ある組織と体制の下で実施されており、これにより入学志願者に選抜を受ける公正な機会を確保している。

《課題》

入学志願者の減少に伴い、合格者数の決定とその質の確保との板挟みのなかで苦慮しており、入学志願者を増加させる取組みの強化が必要である。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

(1) 履修指導等

新入生・在学学生ガイダンスでは、前半は両者合同で実施し、メンタル・ケアや理論教育と実務教育との関係などについて説明を行っている《別添資料7-1》。後半は両者を分け、新入生には、電子シラバス、カリキュラム、履修モデル、履修科目の登録上限、履修条件・履修前提、厳格な成績評価、進級制度などを具体的に説明し、担当教員による授業案内を行うなどして、学生が効果的・意欲的に履修を行えるよう配慮している。

《別添資料7-2》《別添資料7-3》在学学生には、各授業科目の履修条件・履修前提を説明するとともに、担当教員による授業案内を行っている。《別添資料7-1》《別添資料7-4》

個別的学習支援としては、学年チーフインストラクター及びインストラクターが学生に履修指導・学習相談等を行っている。インストラクターは専任の研究者教員と実務家教員がペアを組んで各学年2～3人の学生を担当している。《別添資料7-5》《別添便覧2012 5頁》《別添パンフ2012 12頁》

次に、法学未修者への効果的な履修指導を行うため、1年次必修科目担当者会議を開催し、未修者の学修の進み具合等の情報交換を行い、教員が連携して指導にあたる体制を設けている。《別添資料7-6》

そして、本研究科の教育上の理念・目的に掲げている「豊かな人間性、幅広い教養」を修得するには、司法試験科目に偏った履修をせず、幅広く履修することが必要との認識のもとに、その履修指導を行っている（履修届提出時におけるインストラクターによる履修内容の確認）。《別添資料7-7》その結果、多くの学生が、司法試験科目以外の科目、たとえば、平成24年度前学期開講科目についてみると、英米法、西洋法制史、司法政策論などを履修している。《別添資料3-1》また、「専門的資質・能力及び高い倫理観」の育成については、各学期末に開催のインストラクター会議で学生全体の学修状況を把握したうえで、インストラクターが成績資料等をもとに担当学生を指導している。《別添資料4-8》【解釈指針7-1-1-1】

(2) 入学時の学習支援

法科大学院教育への導入として、とりわけ法学未修者を対象に、入学前学習指導を実施している。まず、入学予定者に対して、①入学前学習指導用テキストとその選定理

由、②1年次前学期科目のテキストとその選定理由、③学習方法などのメッセージを通知している。そして、担当教員がメールなどを使って、課題の送付、解答の返送、添削後の再返送という双方向的な指導を行っている。また、これと並行して、入学後の学習体験を兼ねて面接授業を実施し、入学前学習の進行状況を確認している。《別添資料3-5》【解釈指針7-1-1-2】入学後については、先に述べたように、1年次必修科目担当者会議やインストラクター会議を通じて、法律基本科目の学修が適切に行われるよう指導している。

(3) オフィス・アワー (OH)

専任教員は全員OHを週2コマ設定している。OHの利用には事前予約が必要であるが、研究室の電話番号、メールアドレス及び配置図を学生便覧に掲載し、学生が教員に連絡しやすいよう配慮している。《別添便覧2012 94頁》また、各教員のOHは「一覧表」に示し、授業時間割とともに配布している。《別添資料3-6》《別添便覧2012 5頁》なお、学習相談等を行う場所は各教員の研究室のほか学生指導室を設けて、その充実に努めている。《別添便覧2012 95頁～98頁》【解釈指針7-1-1-3】

(4) 教育補助者による学習支援

学生の自主学習の支援制度として、アカデミック・アドバイザー (AA) 制度を設けている。AAには本研究科出身者を含めた若手弁護士がなり、自主ゼミ等において指導・助言を行っている。《別添パンフ2012 12頁》《別添資料7-8》

さらに、学生の自主学習の支援として、非常勤職員を2名雇用して授業収録を行っている。平成22年度後学期から収録映像をすべてサーバーにアップロードし、学生がいつでもどこでも授業内容を再確認できるようにしたため、自宅での利用者が増加しており、学習効果を高めている。《別添資料7-9》【解釈指針7-1-1-4】

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

(1) 経済的支援

本研究科では、平成21年度より独自の給付式奨学金制度を設け、平成23年度までは、新入生については入学試験の成績上位者に対して、2年生・3年生については前学年の成績(GPA)上位者に対して給付し、受給者数は年間で各学年8名(平成21年度入学生については10名)、給付額は年間授業料の半額相当額であった。しかし、平成24年度からは、成績優秀者の経済的支援を厚くするため、各学期ごとに各学年4名について年間授業料の半額相当額を給付し、給付基準は、1年次前学期では入学試験の成績上位者、それ以降は原則として当該学期の成績(GPA)上位者とするように改めた。《別添資料7-10》《別添資料7-11》貸与式の奨学金については、日本学生支援機構の奨学金を利用することを勧めている。《別添資料7-12》これらの奨学金(教育ローンも含めて)については学生便覧や法科大学院パンフレットなどに掲載し、その他の各種の奨学金については法曹養成研究科掲示板に掲示して、学生に周知している。《別添便覧2012 18頁、19頁》《別添パンフ2012 13頁、14頁》奨学金利用の相談・助言については、人文社会科学系事務ユニット法・法曹チーム法曹養成研究科教務担当で行うほか、学生支援部学務ユニット学生支援チーム経済支援担当が行っている。日本学生支援機構の奨学金の利用実績は《資料7-1-2-1》のとおりである。なお、本研究科の2年短縮コースは「教育訓練給付制度」の対象講座として指定を受けており、この制度については、学生便覧にて周知を図っている。《別添便覧2012 19頁》

資料7-1-2-1 日本学生支援機構の奨学金の利用実績

年度	予約・在学	種別	申請者数	推薦者数	採用者数
平成20年度	予約	第1種	7	3	3
		第2種			
	大学院(在学)	第1種	8	3	3
		第2種		2	2
		併用		3	3
平成21年度	予約	第1種	12	3	3
		第2種			
	大学院(在学)	第1種	27	12	12
		第2種		6	6
		併用		9	9
平成22年度	予約	第1種	5	4	4

	大学院（在学）	第1種	11	5	5
		第2種		5	5
		併用		1	1
平成23年度	予約	第1種	3	3	3
		第2種		3	5
	大学院(在学)	第1種	6	4	4
		併用		2	2

(出典：人文社会系事務ユニット資料)

入学金・授業料の減免については、全学の制度として、経済的理由によって入学金又は授業料の納入が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者について、入学金又は授業料を全額又は半額免除する制度がある。《別添資料7-13》この制度の案内は合格通知の際に行っており、また、入学後においては、前記学生支援チーム経済支援担当が授業料免除ガイダンスを行っている。《別添要項24-4~6頁》この制度の実績については、《資料7-1-2-2》のとおりである。なお、平成20年度及び平成21年度においては、社会人学生を対象とした「再チャレンジ支援プログラムによる授業料免除」制度を実施しており、学内での掲示や案内書の配布により、学生への周知を図った《別添資料7-14》《別添資料7-15》。この制度の実績については、《資料7-1-2-3》のとおりである。【解釈指針7-2-1-1】

資料7-1-2-2 一般の授業料免除等の実績

平成20年度				
	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
入学料	4	0	1	3
前学期授業料	8	3	4	1
後学期授業料	5	1	3	1
平成21年度				
	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
入学料	11	0	3	8
前学期授業料	11	1	6	4
後学期授業料	13	1	10	2
平成22年度				
	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
入学料	3	0	0	3
前学期授業料	15	2	11	2
後学期授業料	13	0	12	1
平成23年度				
	申請者数	全額免除	半額免除	不許可

入学料	3	0	1	2
前学期授業料	20	3	12	5
後学期授業料	18	2	14	2

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料7-1-2-3 再チャレンジ支援プログラムによる授業料免除の実績

平成20年度				
	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
前学期授業料	11	10	0	1
後学期授業料	15	15	0	0
平成21年度				
	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
前学期授業料	9	9	0	0
後学期授業料	11	11	0	0

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

(2) 学生生活に関する支援

学生の健康診断及び健康相談については熊本大学保健センターが行っている。毎年4月に行われる定期健康診断のほか、健康相談、特別健康相談、心とからだの悩みなんでも相談、生活習慣病（高血圧・心臓）相談、性に関する相談などが行われている。《別添資料7-16》《別添資料7-17》また、本研究科では、毎年ガイダンスの際に、教職員及び学生を対象に、保健センターの医師によるメンタルヘルス・ケア講演会を開催し、学生の精神的健康の保持・増進、不健康状態が生じた場合の対応方法などについての講演を行っている。《別添資料7-1》

学生の生活相談については、本研究科では、学生支援委員会での対応をはじめ、学年チーフインストラクターやインストラクターが細やかに対応している。《別添資料7-5》なお、保健センターが行っている「心とからだの悩みなんでも相談」は、生活上のもろもろの悩みについての相談の場であり、学生の生活相談に役立っている。

また、全学的には、相応相談窓口として「学生相談室」を中心に、保健センター、学生支援部が学部・研究科等と共同して学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制が整備されており、さらに平成22年度に「学生支援検討会」を立ち上げ、これまで現場の教職員が抱えていた学生相談事例を、保健センター、その他の関係教職員、学生相談室が連携して対応策を検討する体制が整備されている。《別添資料7-18》《別添資料7-19》

各種ハラスメントの相談については、本研究科固有の制度はない。しかし、まず、セクシュアル・ハラスメントについては、全学組織としてセクシュアル・ハラスメント防止委員会がある。同委員会では防止等に関するガイドラインを作成するとともに、各部局に相談員を置いて、相談体制を整えている。《別添資料7-20》《別添資料7-21》

また、パンフレットを作成・配布して、防止制度の周知に努めるとともに、研修会や講演会を開催して、防止啓発に努めている。《別添資料7-22》次に、セクシュアル・ハラスメント以外のハラスメントについては、全学組織である同和・人権問題委員会が担当し、ハラスメントの防止・排除等に関して必要な対応を行っている。ハラスメントに関する苦情相談は、相談員等がこれを受けることになっており、この相談員はセクシュアル・ハラスメント相談員が兼ねている。《別添資料7-21》《別添資料7-23》【解釈指針7-2-1-2】

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

身体に障害のある学生のための施設・設備の整備・充実に関しては、車椅子での移動を想定して、まず、文法棟本館及び南棟については、廊下などの段差を解消するためにスロープを設け、また、身体障害者用のエレベーターやトイレを設置するなどしてきた。また、学生自習室にも身体障害者用のトイレを設置した。そして、平成 20 年度から平成 22 年度にかけて実施した本館改修工事に伴い、障害のある学生がより円滑に校舎内を移動できるようにするため、校舎入口のドアを自動ドアにするとともに、スロープの設置箇所を増設している。また、履修相談等に対応するため、事務室内にもスロープを設置している。《別添便覧 2012 95 頁～98 頁》

また、平成 20 年度に遠隔講義室と法廷教室が文法棟本館から全学教育棟 F 棟の 2 階と 3 階部分に移転し、また、E 棟 1 階の E105 教室が本研究科専用の講義室になった。さらに、平成 24 年度からは F 棟 1 階に本研究科専用の講義室（法科大学院講義室）と演習室（法科大学院演習室）を設けた。これらの部分についても車椅子での移動が円滑に行えるよう配慮している。まず、E 棟 1 階及び F 棟 1 階部分の外部からの出入り口部分についてはすべてスロープが設置されており、円滑に移動することができるようになってきている。F 棟についてはエレベーターが設置されており、2 階以上の階にも円滑に移動できるようになっている。そして、F 棟の各階にある段差部分にはすべてスロープが設置されており、F 棟の同じ階への移動は円滑に行うことができるようになっている。また、遠隔講義室・法廷教室への入口部分にもスロープを設けており、円滑な入退室ができるよう配慮している。さらに、法廷教室では、裁判官・裁判員席 9 席のうち、一番端の席を取り外し可能にして、車椅子ごと裁判席に着けるように配慮している。《別添便覧 2012 99 頁～102 頁》

修学上の特別措置については、入試出願にあたって申し出てもらうことになっている。《別添要項 24 2 頁》これまで特別の措置を講じなければならないような障害のある学生が入学した実績はないが、障害のある学生が実際に入学してきた段階では、その者の障害の内容及び程度に配慮して、ノートテイクによるサポートなど適切な支援体制をとることにしている。入学後の対応の窓口としては学生支援委員会があり、学生からの申し出に応じて具体的に対応することになっている。《別添資料 7-24》

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

職業支援（キャリア支援）については、インストラクターが担当学生について個別に対応しているものはもちろん、組織的な対応としては、本研究科の学生支援委員会がある。この委員会は、官公庁・企業なども含めて学外との連携をとりながら、学生の目指す進路の選択について相談を受け助言をすることになっている。また、文法棟本館2階にキャリア支援室を設けており、そこに就職・進路に関する情報・資料を備えて学生に提供するとともに、相談等を受けることにしている。《別添資料7-24》《別添便覧2012 96頁》しかし、現在のところ、1年生・2年生はもとより、進路選択が現実に問題となってくる3年生についても、そのほとんどが法曹志望であるため、主として、インストラクターが個別に対応して、学生の希望を聞きながらきめ細かな指導・助言を行っている。《別添資料7-5》

就職支援・進路相談に関する熊本大学の全学組織としては、熊本大学進路支援委員会がある。《別添資料7-25》また、事務組織としては学生支援部キャリア支援ユニットがあり、学生の進路・就職などについての相談に応じている。《別添資料7-26》《別添資料7-27》

なお、本研究科では、修了者の司法試験合格までの学習支援制度として、「法務学修生」の制度を設けている。この制度により、修了生は、本研究科を修了した年の9月までは、無償で在学中と同様に自習室等を利用して勉強することができる。また、それ以降も引き続き利用が必要な場合には、5年間を限度として更新することも認めている。《別添資料7-28》

2 特長及び課題等

《特長》

- (1) 履修指導として、まず、入学前、入学時そして、各期（前学期・後学期）の終了時において、その時期に適切な履修指導を行う体制を整えているとともに、それ以外の時期においても、学年チーフインストラクター及びインストラクターが日常的に履修指導を行うようにしている。また、入学前学習指導においては、学習すべき内容を示したうえで、1年次の各科目の基礎事項についてメールなどのやりとりによる指導を行うとともに、入学前学習の進行状況の確認及び入学後の学習体験として面接授業を行っている点は、法科大学院教育への導入として非常に有益である。さらに、入学後においては専任教員である研究者教員と実務家教員とがペアを組んで各学年2～3人程度の学生を担当し、その学生について修学上・生活上の相談相手となってきめ細やかな助言・指導をしている点は、特筆できる。
- (2) 本研究科出身者を含めた若手弁護士を中心としたアカデミック・アドバイザーの制度を設けて、学生の自主的な学習をサポートしている点、講義収録システムの利用により、学生はいつでも授業内容を再確認して、学習効果を大いに高めている点は、大いに評価できる。
- (3) 本研究科独自の給付式奨学金制度を設けており、平成23年度までは、各学年8名の成績優秀者（平成21年度入学生については10名）に対して、年1回、年間授業料の半額相当の奨学金を支給していた。平成24年度からは、奨学金の支給対象・方法を改めて、原則として学期に1回、成績優秀者4名について従来と同額の奨学金を支給することにした。これにより優秀な学生の経済的負担は大いに軽減されている。
- (4) キャリア支援室を設けて、学生の就職・進路に関する情報・資料を備えて、学生の自由な利用に供しており、また、官公庁・企業など外部と連携をもっている学生支援委員会が窓口となって学生の就職支援・進路相談を行うなどして、学生の就職・進路について細かな配慮を行っている。
- (5) 修了生に対する学修支援制度として法務学修生制度を設けて、修了生に対して在学時と同様の学習環境を保障している。

《課題》

各種ハラスメントに対する防止・相談体制について、本研究科固有の制度を設けて、より細かな対応ができるようにする必要がある。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本研究科は法曹養成専攻1専攻である。平成24年度においては、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有する専任教員を18人置いている(学内措置によるみなし専任教員2人を含む。以下、本章における専任教員数(18人)について同じ。)。まず、これらの教員は、「(1)専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」又は「(3)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」に該当し、かつ「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者」である。【基準8-1-2】

また、本研究科の規模(入学定員22人)を基準にして置くべきとされる専任教員の数は12人であるから、18人の専任教員を置いている本研究科は十分な数の専任教員を置いている。【基準8-2-1】

本研究科の専任教員の配置に関しては、「法律基本科目」について10人、「法律実務基礎科目」について5人、「基礎法学・隣接科目」について1人、「展開・先端科目」について2人を配置しており、すべての科目群について専任教員を配置し、専任教員の科目別配置等のバランスは適正である。そして、「法律基本科目」(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員(研究者教員)を置いている。【基準8-2-2】また、「法律基本科目」など「教育上主要と認められる授業科目」については、原則として専任教員を配置しており、これらの授業科目のうちの必修科目については9割以上の科目を専任教員が担当していることから、専任教員の担当授業科目の比率(7割以上)も適正である。【基準8-2-3】

本研究科で置くべき実務家教員の人数は3人であるところ、平成24年度は5人(学内措置によるみなし専任教員2人を含む。以下、本章における実務家教員の数(5人)について同じ。)であり、十分な数の実務家教員を置いている。【基準8-2-4】そして、この実務家教員の内訳は、弁護士4人、検察官1人であるから、実務の経験を有しかつ高度の実務の能力を有する専任教員のうち「少なくとも3分の2は法曹としての実務の経験を有する者であること」という基準を満たしている。【基準8-2-5】このように、本研究科では実務教育についても十分な教員配置をなしている。

なお、本研究科では、平成24年度においては、非常勤教員(兼任教員、兼任教員)は41人おり、主として「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」を担当している。

その内訳は、本学の法学部教員が9人、大学院社会文化科学研究科教員が1人、大学院生命科学研究部教員が1人、他大学の教員が11人、裁判官1人、弁護士12人、官公庁職員3人、企業法務担当者1人、その他（本学名誉教授等）2人である。

基準 8-1-2 : 重点基準

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本研究科は、平成 24 年度には 18 人の専任教員を置いているが、その内訳は、研究者教員 13 人、実務家教員 5 人である。13 人の研究者教員については、研究業績及び教育業績からわかるように、全員が「(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」に該当し、かつ、本研究科において担当している科目についての十分な教育経験からして、「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者」である。《別紙様式 6》《別紙様式 3》《別紙様式 5》なお、上記研究者教員 13 人のうち、岡本教授については広島大学大学院法務研究科設置の際に、岡本教授以外の 6 人の教授と若色准教授については本研究科設置の際に、設置審の教員審査において「適格」と判定されている。《別紙様式 6》5 人の実務家教員については、弁護士又は検察官としての十分な経験からして、「(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」に該当するとともに、主として「法律実務基礎科目」を担当し、十分な教育経験を有していることから「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力がある」と認められる。《別紙様式 6》《別紙様式 3》《別紙様式 5》なお、上記実務家教員 5 名のうち、福山教授と猿渡教授については、本研究科設置の際に、設置審の教員審査において「適格」と判定されている。《別紙様式 6》

本研究科の教員がその担当する専門分野に関して教育上の指導能力を有することについては、自己点検・評価を実施する際に評価項目の一つとして確認し、本研究科のウェブサイト（概要→教員紹介・プロフィール）において公表している。また、教員の社会貢献活動についても、個人活動評価の一つの領域として評価を行っており、本研究科のウェブサイトにおいて公表している。【解釈指針 8-1-2-1】

上記 18 人の専任教員は、すべて本研究科にのみ所属しており、他学部または他研究科の専任教員の数に含まれてはいない。《別紙様式 3》【解釈指針 8-1-2-1】

【解釈指針 8-1-2-2】については、該当なし。

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

本研究科では、教員の採用及び昇任については、教授会が人事委員会の発議に基づいて選考委員会を設け、同委員会が候補者について業績、人格、学歴、職歴、その他必要な調査を行い、選定を行う。《資料 8-1-3-1》そして、その選定に当たっては、大学院法曹養成研究科における教育を担当するのに相応しい教育上の能力を有していることを候補者の必須の要件としている。《資料 8-1-3-2》また、教員の採用に当たっては、基本的に公募により選考を行うこととしており、そこで候補者による模擬授業の実施及び面接などを求めることによって、その教育上の能力を判断することとしている。《別添資料 8-1》

兼任教員や兼任教員の採用に当たっては、本研究科で定めた「非常勤講師の資格審査および採用について」に基づいて、教授会において選考（審査）を行っている。《資料 8-1-3-3》

資料 8-1-3-1 教員の採用・昇任の手続き

(趣旨)

第1条 熊本大学大学院法曹養成研究科の教育職員の採用及び昇任の選考については、国立大学法人熊本大学教育職員選考規則（平成16年4月1日制定）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

.....

(選考委員会)

第3条 教授会は、人事委員会の発議に基づいて、教授選考の必要がある場合には、選考委員会を設ける。

(選考方法)

第4条 選考委員会は選考の基準を作成し、教授会の議に付す。

2 選考委員会は、候補者について業績、人格、学歴、職歴、その他必要な調査を行い、教授候補者若干名を選定し、その審査の結果を書面により教授会に報告する。

.....

(准教授の選考)

第6条 准教授の選考については、教授の選考に準じて行う。

(出典：熊本大学大学院法曹養成研究科教育職員選考内規)

資料8-1-3-2 教員の選考基準

(教育職員の選考)

第2条 教授及び准教授の選考は、大学院法曹養成研究科における教育を担当するにふさわしい教育・研究上の能力を有し、大学運営及び社会に貢献すると認められる者について、それぞれ次条以下の基準により行う。

(出典：熊本大学大学院法曹養成研究科教育職員選考基準)

資料8-1-3-3 非常勤講師の資格審査および採用

1. 資格審査

新規に非常勤講師を採用するときは、教務委員会において資格審査を行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- (1) 本研究科において、非常勤講師の経歴のある者
- (2) 大学（短期大学を除く。）において准教授以上の経歴のある者
- (3) 大学共同利用機関法人等において准教授以上の経歴のある者
- (4) 弁護士（外国法事務弁護士を含む）、検察官または裁判官として、5年以上の経歴のある者

2. 提出書類

資格審査を行う場合、非常勤講師推薦書及び採用予定者調書を提出する。

資格審査を行わない場合は、非常勤講師推薦書の提出は要しない。

3. 採用

採用は、提出書類に基づき、教授会が行う。

(出典：「非常勤講師の資格審査および採用について」)

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本研究科は法曹養成専攻1専攻であり、平成24年度には18人の専任教員を置いているが、その全員が本研究科に限って専任教員として取り扱われており、他の研究科等の専任教員を兼ねてはいない。《別紙様式3》《別紙様式4》【解釈指針8-2-1-1】

本基準の前半部分で述べられている「平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）」は、本研究科については「7人」である（5人〔研究指導教員の数〕 $\times 1.5 = 7.5$ 人）。次に、「同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数」は、「5人」である。したがって、本基準の前半部分に述べられているところによれば、本研究科が置かなければならない専任教員数（最低限必要な教員数）は、「12人（7人+5人）」ということになる。

次に、本基準の後半部分に述べられている「同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること」については、次のとおりである。まず、「同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員」は本研究科については「20人」である。これに4分の3を乗じると、「15人（20人 $\times 3/4$ ）」となる。本研究科の入学定員は、22人であり、3学年合わせた収容定員は66人であるから、これを先ほどの15人で除すと、「4.4人（66人 $\div 15$ 人）」の専任教員が必要ということになる。

本基準では、その前半部分に述べられている人数（12人）が満たされていると同時に、後半部分に述べられている人数（4.4人）が満たされていることが必要であるが、本研究科では、平成24年度は18人の専任教員を置いていることから、本基準を十分に満たしている。そして、このように、本基準に定める数を6人も超えた専任教員を置いているのは、【基準8-2-3】の分析のところで記載しているように、「法律基本科目」・「法律実務基礎科目」はもちろん「基礎法学・隣接科目」・「展開・先端科目」に適切に専任教員を配置することによって教育を充実させ、本研究科の教育上の理念・目標を実現するためである。【解釈指針8-2-1-3】

また、専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は原則として教授であることが必要とされているが、本研究科の専任教員18人のうち12人が教授であるから、

要求されるレベルには十分に達している。《別紙様式3》《別紙様式4》【解釈指針8-2-1-2】

基準 8-2-2 : 重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

本研究科においては「法律基本科目」すべてについて研究者教員である専任教員を配置しており、その担当教員数は、憲法 2 人、行政法 1 人、民法 3 人、商法 1 人、民事訴訟法 1 人、刑法 2 人（ただし、1 人は刑事訴訟法担当教員）、刑事訴訟法 1 人である。そして、これらの専任教員は、【基準 8-1-2】の分析のところで記載したように、全員が、「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者」であり、かつ、「専門分野について、教育上または研究上の業績を有する者」である。したがって、本研究科における法律基本科目については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれているといえることができる。《別紙様式 3、別紙様式 4》

【解釈指針 8-2-2-1】については、該当なし。

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

本研究科の「教育上の理念・目標」は、第1に「法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育」であり、第2に「豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成すること」である。そのため、一方では、「法律基本科目」や「法律実務基礎科目」を充実させて、プロセスとしての法曹養成教育を実施している。他方、司法試験受験科目に偏った履修をせず、本研究科において用意されている科目を幅広く履修することを学生に勧めるとともに、「基礎法学・隣接科目」に専任教員を1人、「展開・先端科目」に専任教員2人配置して、その充実を図っている。《別紙様式4》本研究科における専任教員の配置については、平成24年度においては、「法律基本科目」31科目中「民法Ⅲ」を除いた30科目を13人の専任教員（研究者教員10人、実務家教員3人）で担当しており、「法律実務基礎科目」については、「法情報調査」は6名の専任教員（実務家教員1名、研究者教員5名）が担当しており、その他は、「法曹倫理」を除いて、すべての科目を5人の専任教員（実務家教員）が担当している（ただし、「リーガル・クリニック」「刑事公判演習」については、非常勤講師と共同授業）。このように、本研究科では、各科目群における学生の履修すべき単位数やその授業形態などから考えて、すべての科目群についてバランスよく専任教員を配置している。また、専任教員の年齢構成も、教授では64歳～55歳7人、54歳～45歳4人、44歳～35歳1人、准教授では54歳～45歳1人、44歳～35歳3人、34歳～25歳2人であり、バランスのとれた構成となっている《別紙様式1》《紙様式3》《紙様式4》

【解釈指針 8-2-3-1】

「教育上主要と認められる科目」としては、法科大学院教育のコアとなる授業科目や各法科大学院においてカリキュラムの特色として掲げる授業科目などが挙げられる（「法科大学院認証評価に関するQ&A」23頁）。本研究科においては、「教育上主要と認められる科目」としては、「法律基本科目」（「法科大学院のコアとなる科目」と）と「展開・先端科目」のうち本研究科の専門医としての履修モデルの中心となる科目（「法科大学院においてカリキュラムの特色として掲げる科目」と）を挙げることができる。後者の科目としては、公共政策法務、地方自治と法、高齢者財産管理と法、社会保障法、労働法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、倒産法Ⅰ・Ⅱ、中小会社法などを挙げることができる。そして、これらの科目のうち、平成24年度においては、公共政策法務、地方自治と法、社会保障法、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、倒産法Ⅰ・Ⅱの7教科についてはこれを専任教員以外の教員（兼任教員、兼任教員）が担当しているが（ただし、「公共政策法務」及び「地方自治と法」については一部専任教員が担当している）、社会保障法及び知的財産法Ⅰ・Ⅱ以外の8科目については専任教員が担当することを予定している。（現在、担当専任教員を募集中である）。したがって、「法律基本科目」及び「展開・先端科目」中の履修モデルの中心科目

については、原則として専任教員が置かれている。《別添便覧 2012 6 頁～9 頁》また、本基準では、これらの科目のうち必修科目については、その授業のおおむね7割以上が専任教員によって担当されていることが要求されている。そこで、本研究科におけるこれらの科目についてみると、平成24年度においては、必修科目は「法律基本科目」の31科目である。この31科目のうち、専任教員が担当しない科目は上記に述べた2科目（民法Ⅲ）だけであり、9割以上の科目を専任教員が担当している。したがって、この基準も十分満たしている。《別紙様式1》

なお、複数の教員が担当するオムニバス方式の授業科目（例えば、「医療と法」「地方自治と法」など）においては、1人の専任教員がシラバス責任者となって、シラバスの作成はもちろん、その授業科目全体の運営や成績評価について責任を負うようにしている。（ただし、「環境問題と法」については、担当教員の中に専任教員が含まれていないが、専任教員がシラバス責任者としてとりまとめを行っている。）《別添資料8-2》

基準 8-2-4 : 重点基準

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

本基準に述べる「基準 8-2-1 に定める専任教員の数」は「12 人」であるから、その「2 割」は「2.4 人」である。そうすると、本研究科では、専任教員の「おおむね 2 割以上」とは「3 人以上」の専任教員をいうことになり、この 3 人以上の専任教員が「専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」であればよいということになる。そして、この 3 人に対しては、「3 分の 2 を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者を充てることができる」ため、本研究科ではその数は「2 人」である。つまり、本基準において要求されている専任教員の数は「3 人」であるが、そのうち「2 人」については「みなし専任」で足りるということである。《別添資料 6-1》【解釈指針 8-2-4-2】本研究科には専任の実務家教員は平成 24 年度には弁護士 4 人、検察官 1 人の計 5 人である。そして、そのうち、弁護士 1 名は専任教員であり、弁護士 3 名と検察官 1 名は「みなし専任」である（うち弁護士 2 人については、学内措置による「みなし専任」である。）。これらの教員については、その職歴からも明らかのように、「専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること」については問題ない。そして、これらの実務家教員が担当する科目は、《資料 8-2-4-1》に示しているように、その実務経験との関連が認められる科目である。《別紙様式 3》【解釈指針 8-2-4-1】

資料 8-2-4-1 実務家教員の経験実務内容・経験年数・担当科目

実務家教員名	経験実務内容及び経験年数 (平成 24 年 5 月現在)	担当科目 (平成 24 年度)
福山素士	弁護士 27 年	民事法演習 I、民法発展 I、民法発展 II、民法基礎演習、民事要件事実論、民事裁判演習
猿渡健司	弁護士 16 年 1 カ月	リーガル・クリニック、エクスターンシップ
馬場 啓	弁護士 17 年 1 カ月	民事法演習 I、民事法演習 II、民事要件事実論、民事裁判演習
井上昭宏	検察官 19 年 1 カ月	刑事法発展、刑事裁判実務、刑事実務演習、刑事公判演習、法情報調査
渡辺絵美	弁護士 2 年 3 カ月 検察官 5 年 6 カ月	刑事実務演習、刑事公判演習、エクスターンシップ
「馬場啓」および「渡辺絵美」の 2 名は、学内措置によるみなし専任である。		

(出典：教員一覧・教員分類別内訳 [別紙様式 3])

基準 8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

本研究科では、「基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員」は、平成 24 年度は 5 人であり、そのうち 5 人全員が「法曹としての実務の経験を有する者」である（井上教授は派遣検察官であり、猿渡教授、馬場教授、福山教授、渡辺教授は弁護士である。）。本基準では、このような実務家教員のうち、少なくとも3分の2が法曹としての実務の経験を有する者であることが求められているが（本研究科については 2 人（3 人×2/3）である）、上記により当然、この要件を満たしている。《別紙様式 3》《資料 8-2-4-1》

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

本研究科の専任教員においては、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間 30 単位を超える授業負担の者はおらず、ほとんどの教員が 20 単位を超えない授業負担となっている。（松永詩乃美准教授 1 名のみ、不開講科目を含めて 20.4 単位となっている。）したがって、本研究科の教員の授業負担は適正な範囲内にとどめられている。《別紙様式 3》【解釈指針 8-3-1-1】

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本研究科では、「国立大学法人熊本大学教員のサバティカル研修に関する規則」に基づいて、「熊本大学大学院法曹養成研究科サバティカル研修に関する細則」を設けている。同細則によると、「本研究科において教育、研究、管理・運営等に特に高い貢献をした者」については、「原則として1年以内の継続する期間」についてサバティカル研修を行うことができることにしている。そして、サバティカル研修の期間中は、講義等の教育、入試関係業務、各種委員会業務、教授会への出席その他本研究科の管理・運営に関する役割等の一部又は全部を免除することになっている。《別添資料 8-3》しかし、本研究科では専任教員数が少ないため、本研究科の運営には全教員が携わらなければならないというのが現状であり、また、教員が担当する科目によっては、サバティカル期間中の代替教員の確保などが困難である場合があり、サバティカル研修を十分に利用することが難しい状況にある。

基準 8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-3-3 に係る状況)

本研究科では、人文社会科学系事務ユニットに法曹養成研究科担当の事務職員を配置するとともに、専任教員の教育上及び研究上の職務の補助業務を行うため、人文社会科学系事務ユニットとは別に法曹養成研究科事務室を設け、非常勤職員を1名置いている。職員採用にあたっては、学歴・職歴などを詳細に審査したうえで、面接を実施し、補助業務を適切に行うことができる資質・能力の有無を確認している。

法曹養成研究科事務室の事務職員の業務は次のとおりである。

1. 教材印刷
2. 定期試験の答案などの PDF 化
3. 教員からの物品（図書を含む）購入依頼受付及び手配
4. 図書の配架及び管理
5. 複写機及びリソグラフ等の機器の管理（消耗品、印刷用紙、トナー等の補給及び修理依頼）
6. 法曹養成研究科が使用する教室等の鍵の管理及び帯出・返却の受付など

2 特長及び課題等

《特長》

- (1) 本研究科では、配置しなければならないとされる専任教員の数「12人」を大きく上回る数の専任教員を置いており、平成24年度には18人の専任教員を置いている。しかも、これらの専任教員はすべて「専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」もしくは「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」であって、「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者」である。
- (2) 平成24年度に在籍する専任教員18名のうち、教授は12人、准教授は6人であり、その年齢も60歳代から30歳代までバランスのよい年齢構成になっている。また、本研究科における教育上主要と認められる科目、とりわけ、そのうちの必修科目31科目についてはその9割以上を専任教員が担当している（「民法Ⅲ」についてのみ兼任教員が担当しているにすぎない）。したがって、適正なバランスのとれた教員組織を構成し、責任ある教育体制をとっている。
- (3) 実務家教員については、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者」として本研究科に要求される人数は「3人」であるが、本研究科ではこのような実務家教員を平成24年度では専任教員として1人、「みなし専任」として4人（うち2人は学内措置）置いており、全員が法曹であることから、理論教育と実務教育との架橋を図るための教育体制も十分に整っ

ている。

- (4) 本研究科では教員の採用にあたっては、その教育上の能力を判定するため、候補者に模擬授業の実施を求めている。

《課題》

「熊本大学大学院法曹養成研究科サバティカル研修に関する細則」を制定して、サバティカル制度を導入したが、本研究科では他学部・研究科と比べると一部局としての専任教員数が少ないため、本研究科の運営には全教員が携わらなければならないというのが現状であり、また、教員が担当する科目によっては、サバティカル期間中の代替教員の確保などが困難である場合があり、サバティカル研修を十分に利用することが難しい状況にあるため、この点についての対応を検討する必要がある。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本研究科は、法科大学院の運営に関する重要事項、すなわち教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する事項を審議する会議として、熊本大学教授会等規則及び熊本大学大学院法曹養成研究科教授会規則に基づき、法曹養成研究科教授会を置いている。教授会は、本研究科の授業を担当する専任の教授及び准教授のほか、本研究科の授業を担当する法学部の専任の教授及び准教授のうち教授会が必要と認めたものとして、法学部長、副部局長のうちの1人及び教務委員長3人によって構成され、本研究科の専任の長である法曹養成研究科長が議長を務める。《別添資料9-1》《資料9-1-1-1》《資料9-1-1-2》《資料9-1-1-3》【解釈指針9-1-1-1】【解釈指針9-1-1-2】

上記のように、法科大学院の運営に関する重要な事項は教授会で審議・決定されており、運営の独自性は担保されている。【解釈指針9-1-1-3】

資料9-1-1-1 本学教授会における審議事項等

第2条 学部、大学院社会文化科学研究科、大学院自然科学研究科、大学院生命科学研究部、大学院医学教育部、大学院保健学教育部、大学院薬学教育部及び大学院法曹養成研究科（以下「学部等」という。）に、教授会を置く。

2 教授会（医学部、薬学部、大学院医学教育部、大学院保健学教育部、大学院薬学教育部及び生命科学研究部の教授会を除く。）は、次に掲げる事項について審議し、並びに学部長候補者又は研究科長候補者の選考、当該組織の教員の採用及び昇任のための選考に関する事項を行う。

- (1) 学部又は研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) その他学部又は研究科の教育又は研究に関する重要事項

（出典：熊本大学教授会等規則）

資料9-1-1-2 本研究科教授会における審議事項等

- 第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 法曹養成研究科（以下「本研究科」という。）の専任の教授及び准教授
 - (2) 本研究科の授業を担当する法学部の専任の教授及び准教授のうち、教授会が必要と認めたもの
- 第3条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、並びに研究科長候補者の選考、教員の採用及び昇任のための選考に関する事項を行う。
- (1) 教育課程の編成に関する事項
 - (2) 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項
 - (3) その他本研究科の教育又は研究に関する重要事項
- 2 法曹養成研究科長（以下「研究科長」という。）は、教員の採用及び昇任のための選考について教授会が審議する場合において、教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、意見を述べることができる。
- 3 実務家みなし専任教員（前条第1号に掲げる教員のうち、本研究科以外に本務を有するものであって、年間6単位以上の授業を担当し、かつ、本研究科の教育課程の編成等の運営に責任を有するものをいう。）は、研究科長候補者の選考並びに教員の採用及び昇任のための選考に係る議決に加わることができない。
- 第4条 教授会に、議長を置き、研究科長をもって充てる。
- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 第5条 教授会は、定例教授会又は臨時教授会とする。

（出典：熊本大学大学院法曹養成研究科教授会規則）

資料9-1-1-3 本研究科教授会所属の法学部教員

- （教授会の所属と権限）
2. 相互の教授会に所属する教員（以下、代議員という。）は部局長、副部局長のうちの1人及び教務委員長の3人とする。

（出典：熊本大学大学院法曹養成研究科と法学部との教育研究連携協力に関する申合せ）

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に
応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

本研究科の管理運営を行うために、国立大学法人熊本大学事務組織規則に基づき、熊本大学人文社会科学系事務ユニットにユニット長及びチームリーダーを置き、その事務を分掌するために総務担当及び教務担当を置いている。人文社会科学系事務ユニットは、本研究科のほか法学部、文学部及び大学院社会文化科学研究科を担当し、総務担当は庶務・会計に関する事務を行い、教務担当は教務に関する事務を行う。《資料 9-1-2-1》

事務職員の員数構成は、ユニット長 1 人、チームリーダー 2 人（1 人はユニット長兼任）、総務担当スタッフリーダー 2 人、教務担当スタッフリーダー 4 人であり、本研究科を独自に担当する職員は総務担当 4 人であり、教務担当 3 人である。この職員の配置、数は本研究科の規模に対して適切な事務体制といえる。《別添資料 9-2》

なお、職員の能力と資質等の向上を図るため、国立大学法人熊本大学職員研修規則に基づき、九州地区国立大学法人等係長研修、熊本大学会計基準実務研修、教務事務研修会、パソコン研修会等を活発に行っている。《別添資料 9-3》

資料 9-1-2-1 本学における事務の組織体制等

第 4 条 本学に、本学の事務を行うため、次の 5 部を置く。

マーケティング推進部
教育研究推進部
学生支援部
医学部附属病院事務部
運営基盤管理部

第 5 条 部に、その所掌事務を分掌させるため、ユニットを置く。

：

4 教育研究推進部に、次の 7 ユニットを置く。

人文社会科学系事務ユニット
教育学部事務ユニット
自然科学系事務ユニット
生命科学系事務ユニット
契約ユニット
図書館ユニット
グローバル C O E 推進ユニット

第 6 条 ユニットに、その所掌事務を行わせるために、チームを置くことができる。

：

第 9 条 経営企画本部にマネージャーを、各ユニットにユニット長を置く。

2 マネージャーは経営企画本部の事務を、ユニット長はユニットの事務を行う。

第 10 条 経営企画本部にサブマネージャーを、各チームにチームリーダーを置くこ

とができる。

：

第 19 条 人文社会科学系事務ユニットにおいては、文学部、法学部、大学院社会文化科学研究科及び大学院法曹養成研究科の次の事務をつかさどる。

- (1) 儀式及び会議に関すること。
- (2) 諸規則の制定・改廃に関すること。
- (3) 職員の雇用及び就業管理に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 財産管理に関すること。
- (6) 施設管理（警備、防災等をいう。）に関すること。
- (7) 共同研究及び受託研究の受入れに関すること。
- (8) 寄附金、寄附講座及び寄附研究部門の受入れ及び経理に関すること。
- (9) 受託事業に関すること。
- (10) 授業計画に関すること。
- (11) 学籍に関すること。
- (12) 入試に関すること。
- (13) 教育課程及び履修に関すること。
- (14) 課程認定に関すること。
- (15) 学生の厚生補導に関すること。
- (16) 社会調査士及び認定心理士の資格に関すること。
- (17) その他人文社会科学系事務ユニットのミッション達成に必要な業務に関すること。

（出典：国立大学法人熊本大学事務組織規則）

また、人文社会科学系事務ユニットとは別に、本研究科に研究事務室を置き、非常勤職員 1 人を配置して、本研究科の教員の教育研究活動支援、学生の学習支援を行っている。さらに、非常勤職員 2 人を配置し、授業の映像収録等にあたらせている。

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本研究科の設置者である国立大学法人熊本大学の学長は、熊本大学予算編成の基本方針に基づき、効率的・合理的な大学運営及び本学の中期計画・年度計画の実現の視点から、年度当初の予算編成を行う。部局配分の予算は教育研究経費と管理運営経費から構成されている。《別添資料 9-4》 加えて、アカデミック・アドバイザー経費、熊本大学大学院法曹養成研究科奨学金などの具体的な要求に応じた学長の裁量経費の配分もあり、本研究科の予算は法科大学院における教育活動等の特性に配慮した設定となっている。なお、予算編成に関して、毎年、部局運営上の諸課題等をめぐる学長ヒアリングが開催され、運営に係る財政上の事項について、予算要求を行う機会が提供されている。《別添資料 9-5》【解釈指針 9-1-3-1】

2 特長及び課題等

《特長》

- (1) 本研究科は、教授会のもとに運営委員会、予算委員会、教務委員会、入学者選抜委員会、FD 委員会、学生支援委員会等の各種委員会を置き、本研究科の運営に関する重要な事項に各教員が一丸となって主体的に取り組んでいる。《別添資料 9-6》
- (2) 事務組織について、「国立大学法人熊本大学事務組織規則」が平成 22 年度に改正され、統一的で効率的なものとなり、本研究科の事務体制も整備され充実した。

《課題》

財政的基礎に関して、本研究科学生定員の減少等に伴い、予算規模が縮小しており、学生の学習・教育環境整備のための費用をいかに確保していくかが今後の課題となる。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本研究科は専任教員18人、学生定員22人(学生現員66人)であり、教員による教育研究のための施設及び学生の学習施設を十分に整備している。《資料10-1-1-1》

資料10-1-1-1 本研究科における教育・研究施設等

- | | | |
|---------------------|-----|--------------------|
| (1) 研究科長室 | 1室 | 45 m ² |
| (2) 教員研究室 | 21室 | 441 m ² |
| (3) 講義室 | 2室 | 163 m ² |
| (4) 演習室(談話室を含む) | 1室 | 31 m ² |
| (5) 自主ゼミ室 | 3室 | 86 m ² |
| (6) 法廷教室 | 1室 | 98 m ² |
| (7) 遠隔講義室(兼講義室) | 1室 | 90 m ² |
| (8) 遠隔講義準備室 | 1室 | 15 m ² |
| (9) 自習室棟 | 1棟 | 326 m ² |
| (10) 学生指導室 | 1室 | 21 m ² |
| (11) キャリア支援室 | 1室 | 21 m ² |
| (12) 非常勤講師室 | 1室 | 21 m ² |
| (13) 法科大学院研究事務室 | 1室 | 21 m ² |
| (14) 印刷室 | 1室 | 21 m ² |
| (15) 附属臨床法学教育研究センター | | 105 m ² |

(会議室1室、リーガル・クリニック室1室)

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

研究科長室、教員研究室、自主ゼミ室3室、学生指導室、キャリア支援室、法科大学院研究事務室、印刷室は、文法棟の中に配置され、講義室2室、演習室1室、法廷教室、遠隔講義室、附属臨床法学教育研究センターは、共用棟黒髪6に置かれている。自習室棟は、本研究科開設時に文法棟北西側に新築した。このうち、法学部との共用である(5)自主ゼミ室3室を除き、すべて本研究科の専用である。《別添便覧2012 95頁～102頁》授業は、講義室だけではなく遠隔講義室や、法廷教室、附属臨床法学教育研究センター

等でも行っている。《別添資料2-1》各教室には授業収録システムやパソコン、インターネット環境、大型ディスプレイを導入し、加えて法廷教室・遠隔講義室には遠隔講義システムを設置して、授業の効率的な実施、教育効果の増進に極めて積極的に取り組んでいる。また、法律基本科目、法律実務基礎科目等の主要科目の授業はすべて映像収録して、ウェブ上で提供することにより、学生の復習等の利用に役立て、学生の学習効率を高めている。各教員はそれぞれ研究室1室が与えられ、インターネット環境、専用パソコンを備えている。《別添資料10-1》【解釈指針10-1-1-1】【解釈指針10-1-1-5】

学生自習室には、個人専用キャレル(128台)、基本図書(2,580冊)、法律判例情報検索可能なインターネットに接続したパソコン(10台)、複写機(1台)等の設備があり、午前7時から午後10時まで利用でき、学生の学習を支援している。《別添便覧2012 35頁》《別添資料10-2》さらに、学生だけではなく、本研究科の教員は、附属図書館中央館と法学部雑誌室で管理し配架している図書の利用が可能である。附属図書館が所蔵する単行本の法律図書及び学内から検索可能な法学系データベース、並びに法学部雑誌室が所蔵する大学紀要、法律雑誌、判例集及び法令集等は質、量ともに充実している(平成24年3月現在 和図書26,673冊・外国書6,730冊、学術和雑誌1,037種・外国雑誌453種)。また、附属図書館は、インターネットによる蔵書検索システム、自動貸出装置、学内LAN接続の学生用パソコン92台、視聴覚機器17台、複写機2台等の教育研究及び学生の学習を支援する機器を整備している。本研究科は、熊本大学附属図書館規則及び熊本大学附属図書館運営委員会規則に基づき、附属図書館運営委員会の委員を選任して、附属図書館の管理運営に参画している。《資料10-1-1-1》《資料10-1-1-2》《資料10-1-1-3》【解釈指針10-1-1-1】【解釈指針10-1-1-2】【解釈指針10-1-1-3】【解釈指針10-1-1-7】

これに加えて、附属図書館には、館長のほか、専門的能力を備えた職員24人が配置されている。このうち、司書の資格を有する者は13人で、法情報調査に関する基本的素養を備えている。【解釈指針10-1-1-4】

なお、学生が教員に学習面のみならず生活上の相談もできる施設として、学生指導室を平成20年度に設けている。《別添便覧2012 96頁》【解釈指針10-1-1-6】

資料10-1-1-2 本学附属図書館の目的等

第2条 図書館は、図書及びその他の図書館資料(以下「資料」という。)を収集、管理し、及び利用に供することにより熊本大学における教育研究、地域貢献及び国際貢献に資することを目的とする。

：

第7条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、熊本大学附属図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(出典：熊本大学附属図書館規則)

資料 10-1-1-3 附属図書館運営委員会の構成等

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する

- (1) 図書館長
- (2) 医学系分館長及び薬学部分館長
- (3) 各学部（医学部及び薬学部を除く。）、大学院社会文化科学研究科、大学院自然科学研究科及び大学院法曹養成研究科から選出された教授又は准教授 各1人
- (4) 国際化推進センターから選出された教授又は准教授 1人
- (5) 教養教育実施機構教養教育実施委員会企画・運営委員会から選出された委員 1人

(出典：熊本大学附属図書館運営委員会規則)

2 特長及び課題等

《特長》

- (1) 本研究科は、研究科長室、教員研究室 21 室、講義室 2 室、法廷教室、遠隔講義室、学生指導室、キャリア支援室、法科大学院研究事務室、学生自習室 1 棟、自主ゼミ室 3 室、附属臨床法学教育研究センター等の教育研究施設を有し、本研究科の規模に応じて、学生の教育指導に十分な体制を整えている。
- (2) 本研究科の教員による教育研究及び学生の学習に必要な図書は附属図書館中央館と法学部雑誌室に配架されている。附属図書館が所蔵する単行本の法律図書、法学部雑誌室が所蔵する大学紀要、法律雑誌、判例集及び法令集等は質、量ともに充実している。

特に学習頻度の高い基本図書については、学生の便宜を図るため、学生自習室に配架している。また、法律判例情報については、研究室・講義室・学生自習室等において、インターネットで検索できるシステムを導入している。

《課題》

- (1) 本研究科の施設は、文法棟及び全学教育棟に分散して配置されている。たとえば、授業等が行れる全学教育棟の各種教室と学生自習室とは遠く離れており、学生のより効率的な学習を阻害している。より効率的な学習の効果を上げるためには、学生自習室と各種教室だけではなく研究室も含め、集中的な配置が必要となる。
- (2) 予算規模が縮小するなか、とりわけ九州・沖縄4大学間でのネット授業との関わりで、各種教室に備えられた遠隔講義システム等の機器・設備の経年変化による故障・陳腐化に、いかに対処し、保守管理、更新していくかが喫緊の課題である。

第 1 1 章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

1 1 - 1 自己点検及び評価

基準 1 1 - 1 - 1 : 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 1 1 - 1 - 1 に係る状況）

本研究科は、法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を達成するため、学校教育法の趣旨等を踏まえ、教育活動等の状況について、熊本大学大学院法曹養成研究科自己点検・評価規則に基づき、自己点検・評価を実施することとしている。同規則に定める自己点検・評価の項目は、大学評価・学位授与機構による「法科大学院認証評価基準要綱」において必須とされる項目に加え、本研究科独自の項目を設定している。《資料 11-1-1-1》【解釈指針 11-1-1-1】

資料 11-1-1-1 本研究科における自己点検・評価の評価項目

（自己点検・評価の項目）

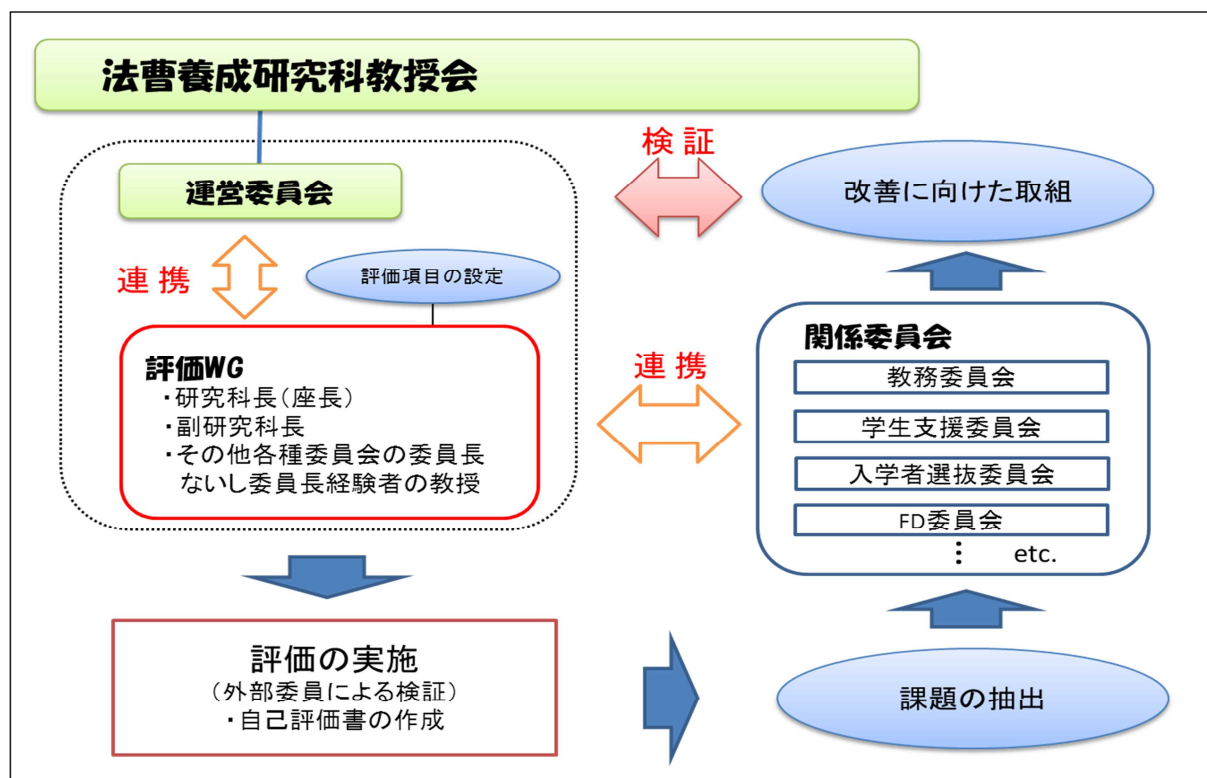
第 2 条 自己点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程の編成
- (2) 成績評価の状況
- (3) 入学者選抜の状況
- (4) 学生の在籍状況
- (5) 専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況
- (6) 修了者の進路及び活動状況
- (7) その他自己点検・評価委員会において必要と認めた事項

（出典：熊本大学大学院法曹養成研究科自己点検・評価規則）

本研究科においては、研究科長及び本研究科各種委員会の委員長ないし委員長経験者の教授等により構成する評価 WG を設置し、法科大学院認証評価及び各種評価に対応している。本 WG は、管理・運営に関する重要事項等を審議する運営委員会及び関係各委員会と有機的連携を図りつつ、評価の実施、課題の抽出及び改善に向けた取組を行っている。さらに改善状況については運営委員会を中心に検証を行っており、評価の実施から改善に至る一連の体制を組織的に整備している。《資料 11-1-1-2》【解釈指針 11-1-1-2】

資料 11-1-1-2 法曹養成研究科における評価実施体制図



(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

本研究科においては、平成 18 年度に自己点検・評価を実施し、翌 19 年度には全学的な自己点検・評価である組織評価を実施した。

平成 23 年度は、本研究科において第 2 回の自己点検・評価を実施し「法曹養成研究科自己点検・評価報告書〔第 2 号〕」としてとりまとめ、さらに本報告書に基づき、平成 24 年 1 月に外部有識者による外部評価を実施した。《別添資料 11-1》《別添資料 11-2》

なお、今回実施した自己点検・評価における評価結果のうち、解釈指針 11-1-1-1 において必須とされている 6 項目についての評価結果は資料のとおりである。《別添資料 11-3》【解釈指針 11-1-1-1】

これらの評価結果により明らかになった課題等については、その改善に向け、組織的な取組を行っている。具体的には、入試制度の改善について、優秀な学生による学生定員充足を確保する方策の検討・実施等を任務とする「入試制度検討委員会」を設置したこと、教育課程の改善については、GPA 制の導入や、通常クラスとは別に再履修者向けクラスを設置したこと等であり、その他の課題等についても、関係委員会等において恒常的に改善を図っている。

このほか、平成 18 年度から実施している教員の個人活動評価についても、教育、研究及び社会貢献の各領域において、毎年度各教員が策定する年度計画の達成状況評価及び次年度計画について、研究科長がその内容を確認し、必要に応じ、各教員との面談等を通じて適切な助言等を行うことにより、教育・研究活動等の活性化を図っている。《別添資料 11-4》

基準 11-1-2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 11-1-2 に係る状況)

本研究科では、本学の職員以外の者による検証を行うため、外部評価の制度を導入しており、平成 23 年 9 月に実施した自己点検・評価結果報告書〔第 2 号〕に基づき、外部有識者による外部評価を実施した。

外部評価の委員には、本学の教職員以外の者で、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する者として、熊本県弁護士会長及び前会長を選出し、書面調査のほか、授業参観や施設見学を実施し、本研究科の教育に関し貴重かつ有益な意見をいただいた。《別添資料 11-2》

なお、評価結果において指摘等がなされた事項については、実施可能なものから順次改善を図ることとしている。【解釈指針 11-1-2-1】

11-2 情報の公表

基準 11-2-1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 11-2-1 に係る状況)

本研究科は、設置者、教育の理念及び目標、教育上の基本組織、教員組織、収容定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修業年限、教育課程及び教育方法、成績評価、進級及び課程の修了、学費及び奨学金等の学生支援制度、さらには、修了者の進路及び活動状況（新司法試験合格者の状況含む）など、教育活動等に関する重要事項を、法科大学院案内、学生募集要項、学生便覧、ウェブサイト(全学及び本研究科)等により積極的に公表している。《別添資料 11-5》《別添パンフ 2012》

さらに本研究科ウェブサイト (<http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/>) においては、上記事項に加え、本研究科の自己点検評価書や、認証評価の結果等も公表している。《資料 11-2-1-1》《資料 11-2-1-2》【解釈指針 11-2-1-1】

資料 11-2-1-1 熊本大学法科大学院ウェブ・コンテンツ

概要 ・ 研究科長あいさつ ・ 法科大学院の理念・目標、組織 （収容定員及び在籍者数を含む） ・ 教員紹介	進路 ・ 修了者の状況 ・ キャリア支援
教育 ・ 履修内容 （成績評価、進級及び教育方法を含む） ・ カリキュラム ・ 学習支援 ・ 教育研究プロジェクト	入試・学費 ・ 入試情報 ・ 過去の入学試験問題 ・ 学費・奨学金 ・ 入試説明会
施設 ・ 施設案内	附属臨床法学教育研究センター ・ ローセンター
評価 ・ 自己点検・評価	F A Q ・ Q & A ・ 交通アクセス

(出典：本研究科ウェブサイト)

資料 11-2-1-2 本研究科の教育上の組織

設置者	国立大学法人熊本大学
教育上の基本組織	熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻
研究科長	橋本 眞（はしもと まこと）
開校	平成 16 年 4 月 1 日
所在	熊本市中央区黒髪 2 丁目 40 番 1 号
課程	専門職学位課程（法科大学院）

学生収容定員	66名
学学生在籍者数	66名（平成24年5月1日現在） 2年短縮コース 2名 3年標準コース 64名
教員数	59名（平成24年5月1日現在） 専任教員数 18名 非常勤教員数 41名

（出典：本研究科ウェブサイト（理念・目標、組織））

さらに、ウェブサイトにおいては、専任・非常勤教員の最近5年間における教育・研究上の業績のほか、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動を公表している。《資料11-2-1-3》【解釈指針11-2-1-2】

資料11-2-1-3 本研究科教員紹介・プロフィール（フォーマット）

教員氏名（ふりかな）	・・・
最終学位／学歴	・・・
主要職歴	・・・
専攻分野	・・・
担当科目	・・・
研究テーマ	（2つ以内）
主要業績	（最近5年間の3編）
社会貢献活動	（学外の委員会、審議会等）

（出典：本研究科ウェブサイト（教員紹介））

以上のような広報活動を通じて、本研究科は、アドミッション・ポリシー、養成すべき法曹、カリキュラム編成の特色、成績評価や修了認定基準、教育指導方針、入学者選抜の基準・方法、教育施設と学習環境、奨学金等に関する情報を広く社会へ提供している。

基準 11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 11-2-2 に係る状況)

本学においては、学校基本調査、大学情報データベース(大学評価・学位授与機構 DB)及び熊本大学データ集の各データ収集に係る様式を「共通様式」として一本化し、各部署のデータを含めた全学データについて組織的に収集・分析を行っており、評価の基礎となるデータとして活用している。《別添資料 11-6》【解釈指針 11-2-2-1】

また、本研究科では、評価の基礎資料となる、諸規則、会議・委員会記録、教務関係記録(学生便覧、授業計画書、授業時間割等)、広報誌、評価活動の資料等評価の基礎となる情報については、担当事務において年度別に編綴し保管している。さらに、定期試験問題・答案等は、PDF 化して保管している。《別添資料 11-7》【解釈指針 11-2-2-2】

2 特長及び課題等

《特長》

(1) 本研究科は、研究科長を座長とする評価 WG を設置し、本研究科自己点検・評価規則に基づき、関係各委員会との連携の下、評価の実施から改善に至る一連の体制を組織的に整備している。改善状況については、本研究科の管理・運営に関する重要事項を審議する運営委員会及び教授会において検証を行っている。

なお、平成 23 年度に実施した自己点検・評価に基づき、外部有識者による外部評価を実施した。

(2) 教育活動等に関する重要事項に係る情報については、パンフレット・募集要項等の印刷物の発行によるほか、全学及び本研究科のウェブサイトを活用し、より広く積極的に提供を行っている。

また、入試広報については、東京を含めた各地で入試説明会を開催し、入学志願者等に対する積極的な情報の提供に努めている。

(3) 自己点検及び評価の基礎となる情報については、全学的に、また本研究科独自に、組織的、継続的に集積している。

《課題》

今回の自己点検評価は評価 WG を設置して対応したが、今後はより組織的に対応するために、常設の評価委員会を設置することが必要である。